

平生町告示第10号

令和6年第3回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年6月3日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和6年6月17日

2 場 所 平生町議会議場

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
赤松 義生君	中川 裕之君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
細田留美子さん	中村 武央君

○応招しなかった議員

令和6年 第3回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和6年6月17日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和6年6月17日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認について
平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第29号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第8 議案第30号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第31号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第32号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第33号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第12 報告第1号 令和5年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第13 報告第2号 令和5年度平生町下水道事業会計予算繰越額の報告について
- 日程第14 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第15 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第6 承認第2号 専決処分の承認について

平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第29号 令和6年度平生町一般会計補正予算

日程第8 議案第30号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第9 議案第31号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第32号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第33号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第12 報告第1号 令和5年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

日程第13 報告第2号 令和5年度平生町下水道事業会計予算繰越額の報告について

日程第14 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第15 委員会付託

出席議員（12名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 藤田 智典君
書記 宮地 恵三君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 友田 隆君

教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長	横田 佳幸君	町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	池田 真治君	健康保険課長	久保 秀幸君
産業課長	吉岡 文博君	建設課長	河村 武君
環境政策室長	山本 和也君	学校教育課長	吉本 敏行君
社会教育課長	三村 直子さん	総務課財務班長	山本 順一君

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において赤松義生議員、中川裕之議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの9日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって、諸般

の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

令和6年度がスタートして2か月余りが経過し、早いもので6月半ばを過ぎました。

水田には水が張られ、早苗が風に揺れる風景が見られるようになりました。少し前までは町内各所で見られた風景ですが、年々少なくなっているように感じられ、寂しい感じがいたしております。

今年の梅雨入りの発表はまだありませんが、今週以降、天気が崩れる予報となっております。これから雨が続く時期となりますが、農作物にとって程よい雨量となるよう願うばかりです。

さて、本町では5月から10月末まで、軽装での執務を許可しており、この時期は多くの職員が、町が推進しております施策にちなんだイタリアーノひらおポロシャツを着用しております。本日は、6月定例会の初日に当たり、議員の皆様とともにカラフルなイタリアーノひらおポロシャツを着用して会議に臨んでおります。議会の御協力に感謝申し上げます。

そうした中、令和6年第3回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にも関わりませず、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、提出いたします議案は、承認2件、予算2件、条例2件、事件1件そして報告2件となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、御報告させていただきます。

国の今年度予算は3月28日に成立いたしました。一般会計総額は、112兆5,717億円と過去最大であった令和5年度当初予算を1兆8,095億円下回ったものの、2年連続で110兆円を超えております。歳出では、全体の3分の1近くを占める社会保障費が令和5年度より8,506億円増えて37兆7,193億円となったほか、防衛費も7兆9,172億円と1兆1,292億円の増額となっております。国債費も1兆7,587億円多い、27兆90億円。地方交付税交付金は、定額減税による住民税の減収補填分を含め、令和5年度より1兆3,871億円多い、17兆7,863億円となっております。予備費は、歳出構造を平時に戻すという方針の基、4兆円減の1兆円が計上されております。

歳入では、税収が令和5年度とほぼ同額の69兆6,080億円、税外収入は、7兆5,147億円が見込まれておりますが、不足する34兆9,490億円を新たな国債発行で賄うこととされており、国債の発行残高は、年度末には1,105兆円余りとなる見通しです。

また、政府は、今月11日の経済財政諮問会議で、経済財政運営の基本方針「骨太の方針」の原案を示し、物価を上回る賃上げによるデフレ完全脱却に向けてあらゆる政策を総動員するとしております。取扱いが論点となっていた地方一般財源総額については、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する方向が明記され、引き続き地方の安定的な財政運営に配慮がなされることになっております。

地方を取り巻く様々な課題につきましては、今までも国に要望してきておりますが、今後におきましても様々な機会を通じて地方の声を発信し、全国町村会を含む地方6団体において団結し、強力に要請していきたいと考えております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、行政協力員会議について、御報告いたします。

4月18日から24日にかけて、町内5地域を対象に行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員の皆さんにも御出席いただき、誠にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

このたび、ほとんどの自治会長さんが行政協力員として就任されておまして、現在自治会の数は148ありますが、このうち、115人、約78%の方が新規の行政協力員さんとして、御就任をされております。

行政協力員会議では、こうした新規の方が多いこともあり、主に行政側からのお願いや情報提供として、新年度における事業や自治会活動交付金などを中心に説明をさせていただいたところであります。

説明の後には意見交換も行いましたが、多くの御意見や御質問、また、御要望を頂きました。これらの意見の中には、例えば、広報のデジタル化について、津波の際の避難場所について、自治会活動交付金について、道路や河川工事の進捗についてなど、たくさんの御意見や御質問を頂き、情報交換ができたと思っておりますし、一定の成果が上がったものと考えております。

次に、日常生活に関わる相談業務について報告をさせていただきます。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口で住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護・医療・福祉・健康を包括的にサポートする機関であり、このたび、縁があつて医療法人光輝会へ運營業務をお願いさせていただきました。

光輝会平生地域包括支援センターは今月1日から平生クリニックセンターで業務を開始し、3日には開所式が行われたところです。行政と光輝会平生地域包括支援センターが手を携えて地域の皆さんに心身ともに安心をお届けできるよう歩んでまいり所存でありますので、これからも変わらぬ御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

終わりに、令和5年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要について

簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計です。歳入総額61億2,846万5,711円、歳出総額58億650万7,720円で、差引き3億2,195万7,991円となりまして、繰越明許費1億3,529万260円を控除いたしますと、1億8,666万7,731円が実質収支となるものです。

次に、特別会計です。4つの特別会計の合計で、歳入総額31億8,144万6,146円、歳出総額30億8,549万576円で差引き9,595万5,570円が実質収支となるものです。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、行政報告として報告をさせていただきました。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 3月定例会以降の教育行政に関する報告をさせていただきます。

最初に学校教育に関する御報告です。

4月8日に佐賀小学校・平生中学校、4月9日に平生小学校で入学式が、4月10日には平生幼稚園で入園式が行われ、新入生・園児を迎えることができました。

この子供たちが、安全で安心して学校生活が送れるよう、町教委といたしまして、しっかりと支援を行ってまいります。

また、天候にも恵まれた5月25日には平生小学校において「走りだせ!! みんなの力は無限大!!」、これをスローガンに春季運動会が開催されました。

今年度は全学年が2学級編成になりましたので、1組が赤組、2組が白組という学級対抗形式の運動会となりました。昨年度に引き続き、1年生にとっては入学間もない運動会でございますが、この春の運動会は、集団で学習する小学校の空間になじんでいく大きなきっかけにもなっておりまして、一生懸命表現したかわいい演技には大きな拍手が沸き起こっております。

次に、佐賀小学校小規模特認校制度についてでございます。

小規模の特性を生かした教育活動を推進している佐賀小学校で学びたいという希望者に対しまして、一定の条件の下で実施しています小規模特認校制度でございますが、今年度は、この制度を利用して3名の児童が入学をしています。

9年目を迎える本制度でございますが、1年生から6年生までの佐賀小学校全体では、今年度17名の児童がこの制度を利用しています。佐賀小学校区の児童30人に本制度利用児童を加えて、全校児童数47人で今年度スタートしておりまして、昨年度の54人から児童数は7人減少し、複式学級は昨年度から一つ増え二つとなっています。この複式学級では、今年度も多くの授業で複式を解いた単学年の授業を行っています。

次に、学校運営協議会の取組についてです。

学校運営協議会の委員につきましては、町内3校とも昨年度末で委員の任期が満了しましたの

で、4月からは新しいメンバー構成となりまして、既にそれぞれの学校で、第1回学校運営協議会が終了をしています。

1回目の学校運営協議会では、最初に私から、今年度の平生町の教育の方針説明を行いまして、各校校長による学校運営方針の説明等の後、意見交換が行われています。この学校運営協議会では、学校が抱えている課題や地域や保護者と共有しながら、課題解決に向けた取組を皆で積極的に進めまして、共によりよい人づくり、学校・地域づくりをめざしていくこととしております。

次に全国学力・学習状況調査についての御報告でございます。

4月18日、小学校6年生・中学校3年生を対象に全国学力・学習状況調査が実施されました。小学校では国語・算数、中学校では国語・数学それぞれ各2教科が行われ、実施に際しましては、学校からは大きなトラブルもなく、無事終了したとの報告を受けております。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては7月下旬に公表される予定でございまして、町教委としてはこの調査結果を踏まえ、学校に対して必要な支援を行うなど、確かな学力の定着と向上に向けた取組を進めることとしております。

続きまして、社会教育関連の行事について、御報告をいたします。

まず、4月21日に令和6年度スポーツ少年団大会が、団員と育成会及び指導者が一堂に会しまして開催されました。当日は団員、指導者、育成会等、約210名の参加がございました。

次に、5月26日に開催されましたひらおウォーキング大会についてでございます。

天候にも恵まれ、昨年度と同様の約80名の参加を得て実施することができました。今年度は曾根地域交流センターをスタートし、明神さまと太鼓橋、神花山古墳を巡り、再び曾根地域交流センターに戻るコースでございます。今年度も町の歴史や文化財に触れながら、総距離約6キロメートルを歩きました。参加された皆さんからは、「文化財について知ることができてよかったです。」や「初めて家族で参加をしましたが、とても楽しかったです。」などの感想を頂いています。

次に、おためし移動図書館についてでございます。

昨年度から実施していますこの移動図書館については、昨年度は各小中学校に全体で8回実施し、評判も良く、児童生徒の町立図書館の年間貸出冊数も増加していることから、今年度は昨年度より回数を増やすこととし、5月・6月には各小学校で4回ずつ実施する計画を立てているところでございます。子供たちからは、「待っていた。」「楽しみにしていた。」など嬉しい声も聞くことができまして、今年度は、9月には各小中学校に加えまして、ひらお保育園などでも実施する予定としております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 承認第1号

日程第6. 承認第2号

○議長（中村 武央君） 日程第5、承認第1号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」及び、日程第6、承認第2号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、承認第1号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について、承認第2号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」につきまして、一括して御説明申し上げます。

これらの条例は、関連する法律等が施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり4月1日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、承認第1号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について御説明申し上げます。

このたびの地方税法の改正は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、個人住民税の定額減税の実施などが行われたものであります。

主な改正の内容につきましては、個人住民税では、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき1万円の定額減税を実施するものとなっております。一人1万円は個人住民税全体で県民税分を含んでおりますので、町民税としては一人6,000円となるものであります。

固定資産税におきましては、土地について負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を3年延長することなどであります。

続きまして、承認第2号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」につきまして、御説明申し上げます。

改正の主な内容につきましては、課税限度額と低所得者の減額の対象となる所得基準について引上げを行うものでございます。

以上をもちまして、承認2件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い

申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

一括で質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは承認2号について質疑をいたします。国民健康保険税条例の一部を改正する条例とのことですが、国民健康保険税は国保そのものの医療費分、それから介護保険の支援分、後期高齢者の支援分と3つに分けて保険税が計算をされて、徴収されることになっています。それで今回の条例の改正によって、専決処分によって最高限度額が108万円になるんじゃないかというふうに思います。このことで、影響を受ける保険者の方がどれだけいらっしゃるのかということと、その影響、この限度額の引き上げによって、国保税がどれだけ増えて入ってくるのか、その辺が分かれば、お答え願いたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 数字の話ですんで、私正確に把握しておりませんので、担当課長からお答えさせていただきます。

○議長（中村 武央君） 久保健康保険課長。

○健康保険課長（久保 秀幸君） 今の赤松議員さんからの御質問でございますが、それぞれこのたびの専決のそのものは負担の軽減ということもあります。本町にとりましては、影響する方というのは、非常に少ないものと、人数としてはですね、把握をしておりますが、影響額としても、その人数に対しての額になりますので、そこまでの影響はないものと考えております。以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、承認第1号「平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第29号

日程第8. 議案第30号

日程第9. 議案第31号

日程第10. 議案第32号

日程第11. 議案第33号

日程第12. 報告第1号

日程第13. 報告第2号

○議長（中村 武央君） 次に日程第7、議案第29号「令和6年度平生町一般会計補正予算」から日程第11、議案第33号「山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに日程第12、報告第1号「令和5年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について」及び日程第13、報告第2号「令和5年度平生町下水道事業会計予算繰越額の報告について」の報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、承認2件につきまして、御承認を賜りまして、ありがとうございます。

続きまして、予算2件、条例2件、事件1件、報告2件につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第29号「令和6年度平生町一般会計補正予算」であります。

このたびの補正は、1億2,708万3,000円を増額いたしまして、予算総額は61億6,308万3,000円となるものであります。

まず、12ページの歳出から御説明申し上げます。

民生費の社会福祉費におきまして、新たに住民税非課税となる世帯及び均等割のみの課税世帯に対して、1世帯当たり10万円と児童1人当たり5万円を給付する物価高騰対応重点支援給付

金給付事業のほか、個人住民税から1万円、所得税から3万円の計4万円を減税します定額減税において、減税しきれなかった方への調整給付を実施する定額減税調整給付金給付事業に要する経費を計上いたしております。

戻りまして11ページの歳入について御説明いたします。

町税の町民税におきまして、定額減税に伴う個人町民税の減額分を計上いたすとともに、地方特例交付金におきまして、その補填額を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、歳出における事業の特定財源として計上いたしております。

なお、13ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第30号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

このたびの補正は474万5,000円を追加いたしまして、予算総額は16億516万円となるものであります。

まず、24ページの歳出から御説明いたします。

総務費の一般管理費におきまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修及び周知に要する経費を計上いたしております。

戻りまして23ページの歳入につきましては、歳出の特定財源として、国庫支出金を計上いたしております。

続きまして、議案第31号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容としましては、山口県から認定を受けた事業者が、首都圏から本町に移転する場合及び本町で本社機能を拡充する場合の固定資産税の不均一課税の適用について、従前の適用期間を2年延長するものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第32号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容としましては、保育士・保育従事者の配置基準を見直しするものであります。

す。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第33号「山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更」について御説明申し上げます。

本議案につきましては、山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正することに関して、地方自治法第291条の3第1項の規定による協議を求められておりますので、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものであります。

内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定等により、後期高齢者医療被保険者証の利用を停止し、マイナンバーカードに一体化する取扱いとなることに伴う規約の改正を行うものであります。

続きまして、報告第1号及び報告第2号を一括して御説明申し上げます。

報告第1号は、3月定例会におきまして御議決いただいております、令和5年度平生町一般会計の21事業に係る繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により繰越額を御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第2号は、令和5年度下水道事業会計の建設改良費のうち、年度内に支払いが生じなかったものを地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法施行令第19条の規定に基づき、繰越計算書により繰越額を御報告申し上げるものでございます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案5件の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第14．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第14、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは、通告していますこどもの居場所づくりについての質問をいたします。

少し前まで、地域全体が子供の遊び場であり、近所の大人たちも当たり前のように見守ってくれたものでした。地域は子供で結ばれており、絆も強く太かった温かい時代でした。しかし、現在は少子化や家族の形態の変化、そしてデジタル技術の進展などで子供を取り巻く環境が大きく変わっています。

先日、子育て中のお母さんから「自分が子供の頃は遊ぶ場所や集まる場所があり、親も気にしていなかったけれど、最近は集まる場所がない。もうすぐ夏休みなのに心配だ。」と話されていました。町内の子供の居場所の現状はどうでしょうか。

国においては、令和5年12月22日に子供の居場所づくりに関する指針を閣議決定しています。それより前からそれについて調査研究を進めていて、現在はこども家庭庁が推進しています。全ての子供が、安全で安心して過ごせる場所を作ることを各自治体に求めています。

町内にも、公共施設をはじめ、子供が利用できる居場所があると思います。そうした支援がどのくらいあり、どういう機能を果たしているのか、子供の利用状況はどうか、現状を質問いたします。

次に、居場所づくりをどこが中心となって進めるかをお尋ねいたします。

町民福祉課か教育委員会の所管になるのではと考えています。他の自治体でも、地域の実情に応じて福祉関係か教育関係の部署が管轄しているようです。平生町では、この施策を進めるとしたら、どこがリーダーシップを取るようになるのか、質問いたします。

3番目は、こども計画の策定についてお尋ねいたします。

こども基本法では、都道府県は国のこども大綱を勘案してこども計画を策定する。そして、市町村は県の計画を参考に策定することを努力義務としています。計画に位置づけることで、施策は確実に推進されます。こども計画の策定予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

以上3点、子供の居場所の現状と、どこの管轄とするのか。また、こども計画の予定はないか、以上3点を質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） こどもの居場所づくりについての御質問でございます。お答えをいたします。

近年地域のつながりの希薄化、少子化の進行により地域コミュニティの中で子供が育つことが困難になってきております。さらに、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など子供を取り巻く環境の厳しさが増しており、加えて価値観の多様化等により多様なニーズに応じた居場所が求められていることを踏まえ、国は令和5年12月22日にこどもの居場所づくりに関する指針を閣議決定いたしました。

本指針の理念は、全ての子供が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、学びや体

験活動等の機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、子供が本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるように、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するものです。

そこで、町内の居場所となる支援といたしましては、1つ目は平生中央児童館になります。平生中央児童館では、月曜日の休館日と祝日を除いて毎日開所しており、子供がいつでも自由に利用することができ、また工作教室などの創作活動やドッジビー教室等のスポーツ、英会話教室等の開催により、健全な遊びや体験活動を通じて子供たちの健康増進と情報を豊かにすることを目的とした行事を毎月開催しております。

また、放課後子ども教室として折り紙クラブ等の4つのクラブも開催しており、このような行事等については毎月児童館だよりを発行し、平生小学校、佐賀小学校、平生幼稚園、子育て支援センター等に配布して周知をしております。

なお、平生中央児童館の令和5年度の延べ利用者数は、就学前児童が692人、児童クラブを除いた小学生が2,894人、中学生が39人、合計3,625人となっております。

2つ目の居場所といたしましては、こども食堂があります。町内には5つのこども食堂があり、宇佐木コミュニティ協議会による「みんな食堂赤子山」、町社会福祉協議会による「フリースペースあいあむ」、社会福祉法人はるかによる「ら・ら・らみんな食堂」、「中高生カフェポコ・ア・ポコ」、浄円寺による「みのり食堂」が開設されており、子供だけの参加や親子や地域の方の参加等様々なケースがありますが、食事の提供だけでなく、会場を開放しており、自由に過ごすことができる場を提供し、必要に応じて学習支援・相談支援ができるよう取組を進めるなど、地域の実情に応じた運営が行われております。

次に、主体となってリーダーシップを取るのはどこかとの御質問ですが、子供政策担当部署である町民福祉課がリーダーシップを取る方法や、教育部門である教育委員会がリーダーシップを取る方法が考えられますが、所管する施設や団体等が異なることから、関係者が連携協力できる体制の構築を進めることで、町全体で本町の子供たちが健やかに成長し、地域の一員として活躍することができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、こども計画の策定の予定についてでございますが、こども基本法において都道府県は国のこども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成するよう、また市町村は国の大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を作成するよう努力義務とされました。

県は、本年度に令和7年度から5年度を計画期間とする県こども計画を作成することとしております。そのため、本町といたしましては、県のこども計画の策定を待つて町のこども計画を作成したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、こどもの居場所づくりについての質問のうちですね、まずはその状況等についてお答えをさせていただきます。

町教委では、これまで子供たちが安全で安心に過ごせる放課後等の子供の居場所の確保・充実に向けまして地域の協力を得ながら各事業に取り組んでまいりました。

この取組は、平成17年10月に平生小学校で放課後の学校施設を利用して子供たちの居場所をつくる触れ合い活動、これをスタートさせたことに遡ります。学校に子供たちの遊び場をつくらうという発想の下で、身近な材料を使って昔ながらの遊び道具を手作りするこの活動は、その振興や子供たちの指導を地域ボランティアの方々が担い、進められました。

この取組は、学校と地域が協力し、独自にこどもの居場所づくりを進めている事例と、そのようなこととして教育専門誌から小冊子が出され、全国に紹介がされています。これが、現在の各事業の前身でございます。

この活動をきっかけに、町教委では翌平成18年度、町内小学校や公民館を活動拠点とした地域ボランティアによる工作や読み聞かせ、生け花等の活動を展開する平生のびのび教室と佐賀のびのび教室を開催しまして、さらに翌平成19年度には、日頃から地域の子供たちを見守る関係者等で構成する運営委員会を立ち上げて、これを機に平生小学校、佐賀小学校を拠点とした放課後子ども教室が始まりました。

以降、放課後子ども教室は地域ボランティアの皆さんの知恵と協力により引き継がれ、近年では学校・家庭・地域が連携し、学校における教育活動への支援や子供の安全安心な居場所づくりなど、地域全体で子供たちを育む地域教育ネットの活動の一環として浸透をしてまいりました。

現在は、平生小学校を拠点とした自然体験教室とゆうゆうスポーツ教室の2教室と、佐賀小学校を拠点とした佐賀ふれあい教室の1教室が、子供たちの笑顔とともに実施をされています。

また、町民福祉課と連携の下で、中央児童館においても土曜日に児童館職員や地域ボランティアの協力を得て、かるた・折り紙・生け花・琴、この4つのクラブ活動が行われておりまして、このクラブ活動も放課後子ども教室に位置づけて取組をしているところでございます。

なお、これら放課後子ども教室全体では、昨年令和5年度、年間79回の教室が実施され、延べ1,093人の子供たちが参加しているという状況でございまして、それぞれに場の提供に終わることなく、活動を通じて交流する地域の方々との触れ合いもございまして、子供たちの将来の人間育成につながる貴重な機会でもある、このように認識をしておりますので、引き続き、地域の協力を得て取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、子供たちが安全で安心に過ごせる場所としては、町教委が所管する図書館・体育館・武道館・町民グラウンド・音楽道場等の社会教育施設も重要な役割を担うと考えています。

図書館では、休館日以外いつでも誰でも安心して過ごせるような環境づくりや窓口対応に努めておりまして、年間の幼児・児童・生徒への貸出し冊数は昨年度4万1,000冊を超えるなど、放課後や休日には多くの子供たちの利用があり、また体育館など体育施設では令和5年度の利用者数はスポーツ少年団の活動を含め、コロナ禍以前よりも多くなっている状況でございます。

こうした社会教育施設については、読書活動・体力づくり・芸術文化活動の支援につながる施設として、子供に限らず誰もが利用しやすい環境整備になるよう努めておりますが、居場所づくりの視点においても積極的な支援をしてまいりたいと考えております。

また、リーダーシップの主体に係る御質問につきましては、町教委では基本的には町教委が所管する施設や事業について町民福祉課と連携を図りながら積極的に取り組むと、このようにしておりまして、町教委では引き続き、子供たちの声を聞いて、子供の視点に立った居場所づくりの推進に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今、まず全体的に取り組んでいるお話をたくさんお伺いいたしました。

町長さんのほうからは中央児童館の取組、それからこども食堂の取組が主だったと思います。中央児童館は児童クラブが主で、一般の子供たちはなかなかそうたくさんは来てないというのが現状です。幼児が来るのもきらきらさんとかの行事で来られる。自発的にこう、児童クラブに来ている子供たちのお友達が自発的に来るというのはもちろんございますけれど、もう少し開かれた児童館、特に中央児童館は居場所づくりの要となるところだと思いますので、そういったところを今からどう利用していくかということになります。

先ほど、教育長のほうからは、楽器を練習したいのなら音楽道場があるし、スポーツなら体育館やグラウンドやテニスコートなんかある、本を読みたければ図書館がある、そういう話もお伺いしました。これまでもテニスコートを子供料金にしてもらったり、体育館の開放日の設定などをお願いして取り組んでいただいております。それぞれが無料なのか有料なのか、時間制限はどうなのか、申込みはどうなのかなど情報の見える化はどうなっているのでしょうか。

子供の居場所の充実のために、こども家庭庁では支援体制の強化を図るため、昨年から3年間集中的に取り組んでいる補助事業があります。子供のニーズの把握の調査や広報啓発の取組、コーディネーターの配置支援など国から2分の1の補助があります。

例えば、先ほどの児童館、子供の居場所の要としてコーディネーターを配置することなど考えられないでしょうか。こどもの居場所支援体制強化事業への取組は考えられていないのか、お尋ねいたします。

2番目に、管轄するのはどこかお尋ねいたしました。例えば、子供が使う施設なんか町内の施

設は、教育委員会の管轄だったり町民福祉課の管轄だったり、また地域振興課も各交流センターなんかがございますから関係すると思います。そういった複数が関係する中で、もちろんリーダーシップをどこが取るかという指定は必要だと思います。複数の課が関係している場合は、先ほど町長がおっしゃったように、どう連携・協力して情報を共有するか。先ほど教育長もそうおっしゃっていましたが、この辺りは非常に大事になっていきます。協議会などの会議体を置いていくなど連携の制度の設計がどうなっているのでしょうか、あるのでしょうか。連携しますとか協力しますとか言うのは簡単なんですけれど、それをどう合議体として、課長会議なんかでやっているとおっしゃればそれまでなんですけれど、しっかりそういった会議体を置いて取り組まれてはどうかと思います。

3番目については、こども計画は上位法として国連の子どもの権利条約があると思います。世界中の子供の幸せを願って1989年に国連の総会で決定、翌1990年に発行、日本は1994年に批准しています。ちょうど30年前になります。

子どもの権利条約の4原則は、差別の禁止、生命・生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重、児童の最善の利益を守ることなどです。日本ではどの程度実現できているのでしょうか。先ほど町長さんもおっしゃっていましたが、児童虐待や不登校、ネットによるいじめや自殺の増加など厳しい状況です。そうした中、こども計画を立て、子供の居場所の確保など推進していくことが喫緊の課題だと思います。それについて、町長はどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答えいたします。

国は、こどもの居場所づくりに関する指針に基づく取組を集中的に推進するため、こどもの居場所支援体制強化事業として、居場所づくりの前提となる子供のニーズ把握等の実態調査や居場所づくりに係る広報啓発の取組、コーディネーター配置支援、NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援のメニューがございます。

町内で実施している子供の居場所について子供たちにさらに知ってもらい、子供と居場所をつなぐためのマッチングや子供たち自身が主体的に関わり、自分たちの居場所をつくっていくことも重要と考えておりますので、今後このような事業の活用について検討してまいりたいと考えております。

また、子供の視点に立ち、子供たちがいたい・行きたい・やってみたいと思えるような視点と、好きなことをして過ごせることやいつでも行ける場所の一つとしては平生中央児童館が考えられますが、現在こちらで平生児童クラブを開設しているため手狭となっておりますので、今後平生児童クラブの在り方について教育委員会とも連携して検討してまいりたいと考えております。

それからリーダーシップの件ですが、いろんなところにまたがっているのは確かなので、いずれこども計画を作る過程において、そういう子供に関係する部署が集まった協議会じゃないですけど、何かそういう組織といいますか、そういう検討する場を設けていきたいというふうに考えておりますので。

あと何かありましたかね、よろしいですか。

以上です。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 教育委員会への再質問としては、料金であるとか施設開放日であるとか時間制限なんか、本当に子供たちに見えているんだろうかと、こういう御質問だったと思います。

そうした中で、情報の見える化というのはどのように進めていくのだろうかと、そんな質問であつたんじゃないかと思いますけれども、こどもの居場所っていうのはですね、今回のこども家庭庁も言っておりますけれども、子供本人が決めるものと言いますかね、居場所と感ずるかどうかというのは子供本人が感ずるもの、決めるものでございます。

とはいえ、そうした一方で居場所づくりについては第三者が中心になって行うようなもの、こういう関係でございますので、両者の間には隔たりが生じ得るということでございます。

そうした中で、情報の見える化がやはり必要なんじゃないか。また、その両者の隔たりが生じ得るというところについては、その隔たりはどうしたらいいんだろうかと、そういうことでございますが、現状においては情報の見える化には引き続き取り組んでまいりたいということと併せて、子供たちにはその子供の保護者も含めて先ほど申されたような案件については自由にですね、社会教育課のほうへお問合せを積極的にいただきたい。

そして、その中で課題になり得るものについてはしっかり課題として取り上げてまいりたいと、このように感じておりますので、ぜひ議員の皆様からもですね、積極的に御連絡いただくように言っていただければ助かります。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 先ほどお伝えするのを忘れておりました。本当学校関係、とても熱心に地域とのつながりを子供たちと持ちながら、すばらしいふるさと、愛すべきふるさと教育をされています。これは、本当に全国に発信、先ほど発信っていう話はございましたけれど、発信して本当に誇るべきことです。

あとは、子供たちがそれをどの程度思っているか。大人になってから平生町に住んでいてよかったねともちろん思ってくれるとは思いますが、ただ、自分たちが育っている家庭でその辺りをし

っかりと自分の中に落とし込んで自主的に活動してほしい。居場所がたくさんある——交流センターなんかも居場所になります。そういったところへ自主的に、自分たちが何をしたいというのでその施設に行って動けるような、そういった仕組みづくりをしていただきたいと思います。

これまでもそういった活動をした子供たちがいましたけれど、今は全然見受けられません。私が知らないだけかもしれませんが、うちの子供たちの頃には地域交流センター——その頃は公民館でしたけれど、に集まってそこで集合して、大野はグラウンドがありますから草野球をみんなでしていたり、その当時は学校の先生が館長さんというのが多かったですので、子供たちに対してとてもフレンドリーで、いろんな指導も兼ねた役割をされておりました。

こういった平生町、自然に恵まれてて本当に全部が——公園はもちろんですけど、全部が遊び場のようなところにこれからもしていきたいと思います。子供たちの子育てを町全体で応援できるようないい町にしていけたらなと願って、今回のこの質問にいたしました。

子供たちが自立的に動けるように、今仮想空間の中に1日5時間ぐらいいるという話も聞いております。せっかく自然豊かな平生町にいますので、こども家庭庁が昨年調査して10歳から17歳の子供たちに対してインターネットの利用をどれくらいしているというのを聞いております。それが1日5時間、5時間も仮想空間の中に入っているというのはいかなものかなと思います。なるべく子供たちの居場所が多くあって、子供たちが何々をしたいと思ったときにそれが実現できる、そういった施設をたくさん作っていただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） これより休憩に入ります。再開を10時15分といたします。

午前10時03分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

町内の河川の管理について、2点お伺いいたします。

まず管理状況についてですが、河川は一級河川については国土交通大臣、二級河川については都道府県知事、準用河川については市町村長が管理すると河川法で定められており、国が管理する区間と県や市町村が管理する区間が分かれております。

そこで、町内にある河川で熊川、堀川、大内川、大井川の管理状況はどのようになっているのでしょうか。管理するにあたり、定期的な確認だけでは異変などの発見に数日を要する可能性も

ありますので、河川の見回りに住民の力をお借りすることはできないでしょうか。例えば川沿いの散策路には毎日多数の方が散策やウォーキングをされています。毎日川を見ている住民の方に、川の状況の異変があれば役場への連絡を頂くような制度をつくることについてはいかがでしょうか、町長の河川の管理についてのお考えをいたします。

2点目に、管理実施状況についてですが、現在町内の川では長年放置されたため、川底に土砂がたまっていたり、また草が茂ったりしていますので、川底が高くなっている状況です。高潮のハザードマップ地区によると、河川の氾濫が想定されて、広範囲に用水の想定区域が指定されています。現在は高潮だけではなく、気候変動によるゲリラ豪雨や線状降水帯により突然の大量の雨が降り、高潮のときと同じように河川が氾濫する可能性も十分考えられます。河川の川底にたまった土砂の撤去や樹木等の伐採など、早急に対処していく必要があると考えますが、町長はどのようにこの点についてお考えか、2点お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問にお答えいたします。

議員の御指摘にありましたように、河川については国や県、市町村などで管理者が異なります。平生町には国が管理する河川はございませんが、県が管理します河川については田布施川、灸川、大内川、熊川、大井川、神領川、佐賀の荒木川の7河川がございます。そのうち、大内川、熊川、大井川の3河川については、上流部の途中から町が管理する河川もございます。

県河川の管理方法について確認したところ、県では河川の年点検や河川モニター監視、出水後の点検のほかに、地域住民からの通報なども含めて状況を確認していると聞いております。

次に、町が管理します河川についてですが、平生町には準用河川はなく、河川法の適用を受けない普通河川に位置づけしています。なお、堀川については町が管理する普通河川になります。

河川の管理については、町の会計年度任用職員である作業員に、一部の河川において堤体や護岸などの草刈りを行っておりますが、地元自治会や用水路の管理者などで草刈りをしていただいている河川もあるところです。このことから、地域住民の方や用水路の管理者などによる通報は重要であると考えているところでございます。

今後の通報体制につきましては、電話や問合せフォームだけでなく、今回平生町の公式LINEによる通報制度が整いましたので、川沿いの散策などで河川や道路などの異常が確認された場合は、公式LINEの損傷等報告機能により報告いただければと思います。公式LINEの制度につきましては、今後広報などを活用して住民の方々にも周知を図っていきたいと考えているところです。

それから、管理実施状況について御質問をいただきました。

議員が御指摘にありますように、気候変動による異常気象は近年激甚化、頻発化しております。

て、水害、土砂災害などの気象災害をもたらす豪雨が増加していると考えております。

現在、平生町が管理します普通河川は129河川ございまして、災害の発生を未然に防止するためには、これらの河川の治水機能を維持することが重要であり、たまった土砂の撤去や樹木などの伐採を行うしゅんせつ工事の実施が必要と考えております。

これまでも、地域住民の方からの要望などによりましてしゅんせつ工事を行ってまいりましたが、土砂の滞留状況などから、緊急的に実施する必要がある3河川、塩浜入川、和田川、久保田川につきましては、緊急浚渫推進事業債を活用し、令和3年、4年度にしゅんせつ工事を行ってきたところであります。

また、町内河川しゅんせつ工事として、令和5年度以降も継続的に予算化をさせていただき対応しているところです。

次の県河川についてですが、令和6年度は熊川、大井川、神領川でしゅんせつ工事を計画していると聞いております。

また、今後県河川において地域住民の方からの要望などありましたら、その都度県に状況をお伝えして、要望していきたいと考えております。

今後につきましても災害の発生を未然に防止するため、河川のしゅんせつ工事を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） 県の管理区域の河川では県のほうへ要望しておられるようですが、今までにまだ目の行き届いていない河川もあるようですので、どのように要望し、どのような回答を頂き、どのような対処をしていただいているのかお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほどもお答えしたと思いますけども、要望等がございましたら言っていただければ、私どものほうでしゅんせつ工事をできるように、予算もございますので、それを踏まえて、できるだけしゅんせつ工事を要望されることがあればですね、やっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） いろいろ30年、40年と放置されている河川もまだあります。住民にとっても不安に思っておられますので、安全で安心な生活が送れるようにしていただきたいと思います。今後も引き続き県のほうへ対処していただくよう強く要望していただくようお願いいたします。

また、町の管理すべき川は町のほうで監視を行っていただけるよう要望いたしまして、以上の質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（５番 中本 敦子さん） 通告書のとおり質問させていただきます。

１問目です。私は、美しい住みよいまちづくりは生活の不便を取り除き、環境のよい道路整備が重要な課題と考え、国道、県道、農業用道路と旧八海橋の整備について、４点質問させていただきます。

現在の八海橋は、昭和４７年７月完成、現在国道１８８号線上にあります。旧八海橋は、田布施町側の護岸は完成し、橋も一部取り壊されているが、平生町側は未完成で放置され、老朽化していて、鉄筋がむき出しになっているが、忘れられているのではないのでしょうか。今の現状に至る経緯を調べ、対応が必要ではないかと思われます。

２番目は、巡回車の目的についてです。

巡回車の目的と情報処理の共有は、道路は定期的に巡回していると思われますので、どのようにしているかお尋ねします。

３番目に、道路幅の確保についてお尋ねします。

道路の両サイドやアスファルトの割れ目から高く生えている草の影響で、対向車の難しい場所が増えています。

そして、アスファルトの補修についてお尋ねします。

年数のたったアスファルトの傷みが町内至るところで激しさを増しています。補修は、現在予算を組み計画していると思われますが、それより別に荒廃が進み、年々、道路のため住みにくくなっていますので、それより別に荒廃地を防ぐ予算案を組む手だてはないでしょうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、議員の御指摘がございました旧八海橋については、現在国道で使用されております新八海橋の完成、昭和４７年７月に伴い、田布施町境までの橋梁部分を町道八海線として維持管理を行ってきたものです。

御指摘ありましたように、橋は現在通行止めになっておりますが、これは平成２０年の６月定例会において、通行止めとしている橋梁部分を廃止して、町道八海線の路線の変更手続を行ったものでございます。

現在の管理者につきましては、田布施町側の橋梁部分も残っていることから、両町の管理物と

承知しているところです。

橋の撤去につきましては、田布施町と合同で実施することで協議を行っているところですが、撤去費が高額になることから、交付金などの事業が活用できないか令和元年度に県も含めて検討を行いました。当時は交付金などの活用事業が見つからないことから現在に至っている状況でございます。

今後につきましては、田布施町や県とともに協議を行い、撤去を進めるよう検討していきたいと考えております。

それから、田布施側の橋が若干取られています。これは田布施川周辺高潮対策事業により八海橋が支障となるので、田布施側は要するにそれが支障になるので、何とかつながっているところを切ってくれと、護岸の整備ですので、ということで切ったそうございまして、その後の部分はまだ田布施町側で残っておりますので、これも平生と一緒にやっていく必要があるというふうを考えているところでございます。

それから、情報の処理共有はどのようにしているのかということでございまして、巡回車につきまして、県においては県職員や外部委託などにより管理する道路のパトロールを定期的を実施し、道路の点検や支障となる草木の除去などを行い、通行に支障を来さないよう対策を行っていると考えております。

町におきましては、会計年度任用職員による作業員の日々の草刈り作業などに併せて道路状況を確認するほか、豪雨時などには町職員も含めて、主要道路を中心に道路状況を確認しているところでございます。

また、地域住民の方から情報提供をいただいた場合については、職員などが現地を確認しているところでございます。

確認しました道路の補修などについては、内容により対応は異なっておりますが、職員などで対応できるものについては、作業員や職員により補修作業などを行い、職員などで対応が困難な補修につきましては課内で情報共有を行い、業者に修繕を依頼し、状況によっては工事などの検討を行って対応しているところでございます。

それから、道路幅の確保ということで御質問いただきました。

町道などの路肩の草刈りなどについては、会計年度任用職員である作業員6名により草刈り作業を実施しておりますが、道路によっては地元自治会や隣接する土地の所有者などに草刈りなどをしていただいている道路もあるところでございます。

一昔前には、地元自治会や隣接する土地の所有者などの草刈りが盛んでありましたが、近年は高齢化や不在地主が増加してきており、草刈りなどの協力が難しくなっている道路も多くなっております。

このことから、議員の御指摘もありますように、道路両サイドなどの草が繁茂して、車両の離合が困難な道路が生じてきているものと思われますが、現在町道は216路線、総延長は約132キロメートルあり、一定要件農道などや法定外道路を含めると管理する延長は膨大となり、全ての道路を対応することは非常に厳しい状況となっております。地域住民の方々に御不便を感じさせているものと思われますが、町といたしましても作業員を増員して対応しているところではあります。今後は草刈りの外部委託などの検討も含め、他市町の対応なども参考に情報収集を行い、検討していきたいと考えております。

なお、国や県が管理する道路の雑草対策につきましては、御要望の都度、国、県に状況をお伝えして要望していきたいというふうに考えております。

それから、アスファルトの補修につきましてお答えします。

老朽化したアスファルト塗装の補修につきましては、劣化した塗装路面の状態や、地域住民の方からの補修要望などによりまして、毎年度予算を確保し、補修工事を行ってきたところです。

しかしながら、道路施設のストック量は膨大であり、全ての道路施設を対応することは非常に困難であることから、計画的な更新を行っていくため、各道路施設の調査、診断を行い、道路ストック点検の実施や個別施設計画を策定したところです。

町ではこれらの点検などに基づき、大規模な路面改修が必要な道路施設につきましては、国の補助金制度を活用し一部の道路施設において改修工事を行ってきたところです。

また、小規模な路面補修につきましては、町内に複数箇所ある路面補修を一括して補修工事を行ってきたところでございます。

今後におきましても継続的に予算を確保するとともに、国の補助金制度や地方債制度などを計画的に活用して対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。努力はされているので、でも、ちょっともう1点質問させてもらいます。

旧八海橋は、50年以上、半世紀がもうたっています。このまま放置せず、誰かが始末しなければならぬと思います。検討というので少しは安心しました。例えば、認知の人が、橋が落ちていてもつながっていると思って、柵を越えて入れば事故が起こるかわかりません。また、橋が川に落ちても大変な費用がかさみます。県などと協議するということですが、先延ばしではなく、安心、安全のため、どうぞ町長さん、御苦勞いただきたいと思います。

そして道路ですが、町内各地で問題の道路は、どの地域に行ってもほとんどのように思います。今腰が悪いのでお医者に行く、年老いていて、がたがたいったら腰に響いてなあ、そんな道が随

所にあります。直してほしいという要望があって、直しますというポールは立っているんですけど、かなり月日がたっておりますので、どこを直してほしいのではなく、経年劣化した道路の傷みが年々激しくなりますので、そこら辺りも善処していただきたいと思います。努力されているというので、御回答はいいと思いますので、次に移させていただきます。

2番目に移ります。イベントや行事から学ばされたことについて述べさせていただきたいと思っています。

サイクリング、ウォーキング大会、コミュニティ祭り、ホテル祭り、各行事が開催され、コロナで中止されていた行事がようやく戻ってきたようで、うれしくも感じております。そして、その中から感じたことをちょっと述べさせていただきたいと思います。

子供の生き生きとした姿に感動したのです。その中で、元気な挨拶、笑顔の挨拶、ありがたい感謝の言葉、ごみ箱へのごみの分別の仕方、子供たちの生き生きとした社会性が育まれている姿に、5年ぐらいたって催しをして再開したイベントで、私だけでなく、そこに参加した多くの人々が感激をしております。学校、家庭、地域による連帯感の成果を感じます。あいさつ運動、ボランティア活動、地域と学校との交流、それらが全ていい具合にいつているんだなあ、すばらしいなあと思って感動して、言葉がないくらいでした。

また、ちょっと小さなことですが、低学年の子供がみそ汁のところにいたので、もらった、もらってないと聞いたら、お金がないと言われたんだそうです。これ、お接待よと言ったら、受け取って、ありがとうと言って行ったんだけど、接待という言葉は知らんよねえと、私たちは本当に大人の目線で反省もさせていただきました。

そして、そこではいろんなドラマが生まれて、みそ汁をついでいた人が、小学校のとき給食作ってくれたよねと若い人から声をかけられたそうです。うれしくてうれしくてと、喜んでおりました。

そして、明るる日、ごみを拾いにコミュニティセンターまで若者たちがかなりボランティアしてくれましたので、若者たちが明るる日ごみ袋を提げてごみを拾いにいきました。ほとんどありませんでした。大きなのはペットボトルが1つありました。空袋を提げて帰って、川にも落ちちよらん、どこにも落ちちよらん、すごいなあ、そういう声でした。

この地域で、子供を豊かに育む活動は成果を上げ、また地域の高齢者の人、地域の住民も元気づけてくれています。子供たちの力はすごいと思いました。こういうことを継続して、地域でも協力したいという声がありますので、そこら辺りのお考えを教育長さん、お聞かせください。

○議長（中村 武央君） 3つ目は大丈夫ですか。

○議員（5番 中本 敦子さん） すみません、ごめんなさい、ありがとうございます。

町長さんには、人口戦略会議が発表した消滅の可能性のある自治体に平生町も入っています。

今年は10人の新人職員が入りました。若い人の力を結集して、古くマンネリ化した現在から、前向きな改革案をより多く取り入れ、新しい風を呼び込んで、平生町がより住みよい町になることを願っておりますが、町長さんの今後の意気込みというか、取組についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、私のほうからはいろんな各種行事等に係る成果、そして今後について、その御質問についてお答えをさせていただきます。

子供たちの健やかな成長というのは、学校、家庭、地域共通の願いでございます。また、町教委ではこの学校、家庭、地域三者の連携・協働、これは子供たちの健やかな成長の視点だけではなくて、人と人との絆づくりから地域の活性化にもつながるものと、このように考えているところでございます。

このことから、連携・協働を強化した地域とともにある学校づくり、このことに取り組むために、本町では平成22年度小学校、そして平成24年度には中学校にコミュニティスクールの制度を導入をいたしました。保護者や地域住民が学校運営に参画する体制づくりをこうやって進めるとともに、地域教育ネット事業を通じまして、地域の方々による学校支援の取組や、子どもたちによる地域貢献の取組を推進してきたところでございます。

こうした中で、これまで学校支援や地域貢献の取組は大きく広がりまして、令和2年以降コロナ禍の影響はございましたが、現在では学校支援ボランティア活動や放課後子ども教室等、以前の状況に戻ってまいりました。

また、コロナ禍にあった令和3年度からスタートいたしました中高生ボランティア活動、この活動についても、年を追うごとに充実してきておりまして、地域との連携を深める中で、児童生徒の地域に貢献する態度や郷土愛を育む有効な機会になっていると、このように捉えているところでございます。

ここで、平生中学校の今年度の学校経営方針を御紹介させていただきますと、まず教育目標は、「夢の実現に努力し、「ひらお」と「自分」を誇れる生徒の育成」でございまして、経営方針を学校、保護者、地域が共につくる学校づくりの推進、こうして地域に貢献できる学校を目指すことを努力点の一つとして打ち出しています。

そこでは、ふるさとへの誇りや愛情を持って積極的に地域行事やボランティアに参加する、そうすることや、日常的に地域の方々と触れ合う機会を工夫する、こうしたことについても取り上げています。

こうした学校経営の方向性は、佐賀小学校や平生小学校においても同様でございまして、郷土愛を育み、ふるさとから愛される地域とともにある学校づくりを町内全体で一体となって進めて

いるところでございます。

先ほど議員から、生き生きとした子供たちの姿に触れて感激したこと、そうした子供たちの姿について御紹介を頂きました。ありがとうございました。子供たちにとっては地域の方々から感謝され、評価されることは、子供たち自身の自己有用観を高め、自信を深め、地域貢献態度や郷土愛にもつながってまいりますので、地域の皆様方には引き続き、そして積極的に子供たちに関わっていただくとともに、その子供たちの姿を学校にお伝えいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

町教委では、学校と家庭、地域が連携共同の視点で教育を行う地域とともにある学校づくり、このことについて、今後もさらに充実進化させてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答えいたします。

本年4月24日に、民間有識者でつくる人口戦略会議が全国の市区町村のうち4割を超える744の自治体が消滅する可能性があるとの報告書を発表しております。

報告書では、国立社会保障人口問題研究所の推計を基に、1,729自治体のうち、20歳から39歳までの若年女性人口が、2020年から2050年までの30年間で半減する市区町村を消滅可能性自治体と定義し、本町もこの消滅可能性自治体に該当しているとの報告でございます。

全国的にも出生率も低下の一途をたどっており、厚生労働省が6月5日に概数として公表した1人の女性が生涯に生む子供の数を示す合計特殊出生率は、2023年に過去最低の1.20を記録し、8年連続で低下をしております。

こうした状況の中、今後のまちづくりを進めるにあたって、中本議員御指摘のとおり、町の活性を図るためには若い方たちの発想を取り入れることは重要な視点であると考えております。若い方たちの意見を取り入れ、まちづくりを進めることで、自分のまちは自分でつくる意識が浸透していき、平生町に住む若い方たちが幸せに暮らすことにもつながると思います。こうした流れがさらなる活性化につながり、平生町の魅力になってくるものと認識いたしております。

今後におきましても若い方たちの発想を大切にすることで、平生町の魅力を高め、その魅力を広く発信してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございました。質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 通告に従って質問いたします。上関町における使用済核燃料の中間貯蔵施設計画についてです。

1つ目、上関町における使用済核燃料の中間貯蔵施設については、現在立地可能性調査の段階であるが、先月5月8日に行われた1市3町での首長会議ではどのような話がなされたのか、またそれを受けて町長はどのようにお考えなのか。

2つ目、私が3月議会で質問した、事業者以外で使用済核燃料の中間貯蔵施設について問題点を指摘している有識者からの話を聞く機会について、町長は多方面からの情報収集や国、県への要望を検討すると御答弁いただきました。その後どう進んでいますか。

3つ目、同じく3月議会で、国策である原子力発電施設及び関連施設の計画や建設について、周辺自治体の同意が必要であるということを国や県へ要望する考えはあるかとの私の質問に対して、その方向で検討するよう呼びかけていくと御答弁いただきました。現在、1市3町の首長会議ではこの点についてどのような議論がなされていますか。

4つ目、上関町長島の立地可能性調査が終わり、適地か否かの判断を待たなくても国や事業者は中間貯蔵施設が何なのか、地域振興策というのがメリットは何かなど、説明会を開くことができると考えます。町長は、現時点で国や事業者は何ができるとお考えでしょうか。

5つ目、山口県東部の住民でつくるグループ、上関の中間貯蔵施設を考える周防住民の会が3月に田布施町地域交流館近くと周防大島町役場周辺で行ったシール投票、報道によると午前8時から午後4時までの間、買物客や散歩する人のうち、県内の柳井市、光市、周防大島町、田布施町、平生町の住民を対象に行われたそうです。田布施町の地域交流館近くでは245人が回答、中間貯蔵施設が要ると、賛成だとされた方が13人、要らないと反対された方が198人、分からない、棄権された方が34人、反対が8割いらっしゃいます。4月8日の周防大島での結果は170人が投票し、賛成5人、反対118人、分からない47人と、約7割が反対だった。

この結果を町長はどう見ていらっしゃいますか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 上関の中間貯蔵施設につきましては、本日2名の議員の方から御質問を頂いておりますので、答弁が重複することもございますが、御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

上関町における中間貯蔵施設の建設計画は、上関町だけでなく、私たち周辺の自治体にとりましても大きく関係するのでありますので、町民の皆様も高い関心を寄せられていることだと思います。

御質問がありました周辺自治体1市3町の首長による協議につきましては、先月5月8日に柳

井市役所で行っており、前回の令和5年12月25日に行った協議以降の1市3町のそれぞれの状況などについての情報共有、意見交換を行っております。

主な内容といたしましては、令和6年1月から2月にかけて柳井地区広域圏の1市3町の各議会に対して中国電力から説明があったこと、周防大島町議会では中間貯蔵施設の現地視察を実施したこと、田布施町議会では住民から中間貯蔵施設の建設に反対する決議の採択をお願いする陳情書が提出されたことなどについての情報の共有をいたしました。

また、原子力エネルギー政策が国策であることから、国の立場においてしかるべきタイミングで説明を行うべきということを再度確認いたしましたところでございます。

この協議の中におきまして、私から中間貯蔵施設にあたって、様々な立場からの意見を伺うことや、周辺自治体の同意の必要性について発言をしたところでございます。様々な協議事項もあり、具体的な協議には進んでおりませんが、今後も機会を捉えて発言してまいりたいと思います。

今までも申し上げておりますとおり、住民の皆様の中間貯蔵施設建設に対する安全性の様々な不安や懸念があることは、御承知のとおりだと思います。そのため、住民が中間貯蔵施設に関する情報を得る機会は確保されるべきであると考えておりますし、国内のエネルギー需要をどう確保し、確立していくのかといったエネルギー政策に関連する問題でありますので、国と中国電力によるしかるべきタイミングの説明と、責任ある対応はなされるべきであると考えております。

具体的には、立地予定の上関町の町民を対象とした国、中国電力による説明会が開催された後に、周辺1市3町の住民が国や中国電力から説明を受け、さらには質疑等を通じた双方向の議論が行われる機会が確保されるべきであると考えておりますし、しかしながら、現時点では上関町においても具体的な日程は未定であると認識をいたしております。

上関町民を対象とした説明会を行われるより前に、周辺自治体の住民向け説明会の実施を求めていくことは、順序としてはあり得ないという首長会議の共通認識を持っておりますが、立地可能性調査の終了いかに関わらず、国や中国電力において説明会の開催はできるものと考えております。

続きまして、シール投票の結果につきましては、私も報道等を通じて概略については承知しております。

令和6年3月17日付の中国新聞によりますと、県東部の住民で作るグループが16日、田布施地域交流館近くで賛否を問うシール投票を呼びかけた、訪れた上関町周辺の住民に協力を求め、応じた245人のうち反対が8割を占めたとあります。

このアンケートは、柳井市、光市、周防大島町、田布施町、平生町等の住民を対象に、中間貯蔵施設建設についての賛否を選び、シールをボードに貼る形で行われ、反対198人、分からない34人、賛成13人という結果であったとされております。

同様のアンケートは周防大島町でも行われたと伺っており、その結果を掲載しているホームページを拝見いたしますと、総数１７０人のうち反対１１８人、分からない４７人、賛成５人であったとのことです。

この結果をどう感じているかということですが、アンケートに応じられた住民の皆様の意思の表明でありますので、これは自由意思に基づいてお答えになられたものと認識をいたしております。住民の皆様の中には、中間貯蔵施設に対する安全性への様々な不安や懸念があることは承知しておりますので、そういった部分が結果に現れたのではないかと考えております。

今後につきましても、中間貯蔵施設建設に係る動向を注視していき、１市３町とも協議の上、情報共有を図りながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を１１時１５分、１１時１５分といたします。

午前１１時０２分休憩

.....

午前１１時１５分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。原真紀議員。

○議員（１番 原 真紀さん） 再質問いたします。

柳井市、周防大島町、田布施町、平生町の首長が集まって、それぞれの町の住民の声を聞き、どうしていくかを話し合う場で、昨年から、上関町における使用済核燃料の中間貯蔵施設についても議論がされていることがよく分かりました。

町民の皆さんからは、現地調査が始まった、あれからどうなっているのか。なぜ上関町だけで決めようとするのかなど、声が寄せられています。

４つ質問します。

上関町民への説明会を待たなくてもできると、先ほど御答弁いただきました。質問があれば聞いてくださいという形ではなく、国や事業者が説明会を設けるということについて、説明会は来場者だけでなく、事前にどんなことに疑問や心配、不安を町民が持っているのか、質問を集めることも必要であると思います。説明会は、やったというだけではなく、住民が不安に感じていることに丁寧に寄り添って行われるべきであり、一方通行ではいけないと思います。先ほど、町長も双方向でとおっしゃいました。このような説明会、上関町への説明会を待たなくても、いつ頃をお考えでしょうか。

２つ目、立地可能性調査の一つ、ボーリング調査が現地上関町長島で今年４月２３日から始まっています。予定地の地質を調べることで施設の建設が可能かどうかを、事業者である中国電力

が判断すると聞いています。中国電力が自社で調査し、適地かどうかを判断することは透明性に欠けると思います。本来ならば、第三者が判断する時点でも介入していくべきではないでしょうか。町長はこの点、どう思いますか。

3つ目、隣接する自治体からも、上関の調査地の判断をする際に、しっかりと透明性を示してほしいと要望することはできますか。その透明性とは、調査データの公開、有識者を交えた第三者による検証を含みます。

4つ目、中間貯蔵施設が建設されたむつ市の周辺自治体が、事業者と協定を結ぶことを要求しているというニュースがあります。周辺自治体も、建設の是非を問う段階から、是非を言う権利はあるはずなので、しっかりと主張していただきたい。1市3町の首長会議でも議論していただけますか。

以上、4点御質問します。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

まず、1番目に、上関町民より先にできるんじゃないかということ。ただ、上関の町民が知っていないうちによそのほうを先にするというのは、やっぱりこれはいかなものかなというのは会議の中で出ました。やっぱり上関町民をやった後に、私ども1市3町も説明してもらうというのが筋じゃないかなという意見でございました。

それから、ボーリング調査を今やっておられるんですが、これについては自社で全部判断することなので、その辺は、私もどういう体制になっているのか分からないので、それは調べてみます。どういう流れでなっていくのかというのは、私もちょっと承知しておりませんので、それでいいのかどうかも含めて、やっていきたいと。で、透明性ですね。調査の透明性、これにつきましては、当然、私どもからも、1市3町からも、情報を提供してくれということは言っていこうというふうに思っていますが、これは1市3町で決定されるものだろうと思います。あと何でしたっけ。（「むつ市の周辺の同意」「近隣市町の同意の必要性について」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。

4番目が、周辺自治体による同意ですか、ということですが、今のところ私が知ってる限り、また1市3町で話ししている中では、周囲の市町村の同意は必要ないというふうになっているというふうに私は聞いておりますが。本当にそうなのかどうか、要するに、上関町さんが自分のところで判断して、造るかどうかをするのは上関町さんの判断であって、周辺市町村から同意とかは必要ないというふうに私は聞いております。もう一度確認させていただきたいとは思いますが、多分、これは国のほうは原子力発電所についてはあるんですよね、30キロ以内とか。だけど、中間貯蔵施設、本当はないのであれば、これは単なる国が中間貯蔵施設の安全性が原発より安全

性があるというふうに判断してるんじゃないかなと思っておりますが、その辺については、1市3町でもう一回よく確認させてもらうとともに、先ほども言いましたとおり、1市3町のこの間の会議で、私からも同意が必要なんじゃないかということは言っておりますので、そういうことも含めてですね、議論を深めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 透明性のことについては、1市3町のその会議でしっかり求めていっていただきたいと思います。先ほど、周辺自治体の建設の是非を問う段階から、要るのか要らないかという権利があるはずなので、そちらもしっかり主張していっていただきたいと思います。

再々質問いたします。

使用済核燃料について何なのか、情報が重複するかもしれませんが、共有したいと思います。

100万キロワットの標準的規模の原発が1年間運転すると、使用済核燃料が約30トンウラン発生します。通常は13か月に1度行われる定期検査で、炉心の3分の1から4分の1が新しい燃料に交換されて、出てきたものが使用済核燃料となります。この中には、燃え残りのウラン235、燃えないウラン238、ウラン238に中性子が当たって生じたプルトニウム239と、核分裂生成物、いわゆる死の灰が含まれています。それを国は再処理をする方針を掲げているが、国内に再処理できる工場はない。今まで原発敷地で使用済核燃料を保管してきたが、今、満杯になりつつあります。

もし仮に、上関町に中間貯蔵施設ができたとしても、青森県六ヶ所村の再処理工場は、全国の原発から使用済核燃料を受け入れて、既に受入れプールは満杯になっています。処理が進まなければ保管するプールに空きはできず、新たな受入れはできません。原子力規制委員会の更田前委員長も、2020年9月2日の記者会見で、恐れるのは燃料を運び出す先がない状態で、燃料の容器、キャスクの耐用年数が近づく事態だと述べています。

青森県六ヶ所村に建設を進めている日本原燃の社長は、今年4月25日の記者会見で、再処理工場の稼働は2024年度上期のできるだけ早い時期としてきた完成時期の目標について、9月までの完成は難しいのではないかと記者が質問して、日に日に厳しくなっていると述べています。当初完成予定の1993年から26回の延期を繰り返し、27回目の完成延期が確実となっています。

このことから、中国電力が説明した議論は既に破綻しているのではないのでしょうか。1市3町の首長会議では、この点議題となっていますか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

先ほども言ったんですけど、国のエネルギー政策のことですので、まずもって国から説明を受けたいというふうに思っております。今言われたことも含めて、国からの説明をお願いしたいというふうに思っておりますし、これらについて、1市3町で話が出るかどうか分かりませんが、話してみることもあるのかなというふうには思いますけど。ただ、さっき言ったとおり、国の施策の中の一環ですので、国がどういう判断をして、どういうふうにしたいんだ、今後のエネルギー政策はどうするんだということも含めてですね、国からいろいろと聞いてみたいと。国からのそういう説明会があればですね、ぜひとも聞いてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 町民を守るためにも、分かりやすく丁寧な説明と他方面からの情報は必要だと思います。国のエネルギー政策だから、上関町の地域振興策だからとせず、町民が受けるデメリットについても丁寧に説明していく必要があると感じていることを、再度お伝えしておきます。

2問目に移ります。

安心して暮らせる町となるために。

移住を考えると、新しく家を建てたり、移住を考える中古住宅を選ぶ場合は、その周辺の環境が自分たちの望む環境であるかどうかは必須条件です。まして、そこで子育てをすることを考えれば、できるだけよい環境をと望むのが本心だと思います。田舎暮らしを望み、平生町を選んでもらうために、発がん性の危険性があるアスベストを含む住宅建材について、町民の皆さんへ情報を提供することは大切ではないでしょうか。

アスベストは、大気汚染の観点から考えても重要な問題です。日本国内では2012年に製造、販売、施工が禁止されていますが、2012年以前に建築された住宅のスレート屋根を含む新建材、壁材、内装材と防火材などには、アスベストが使用されている可能性があります。何がどのように危険なのかを再度周知する必要があると考えます。安心して暮らせる町となるために、2点質問いたします。1、アスベストを含む住宅建材について、町への問合せはありますか。2、アスベストについての平生町民への周知はどのように行っていますか。

以上、2点質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

アスベストは天然の鉱物繊維で、熱、摩擦や酸、アルカリにも強く、耐熱性・断熱性・防音性などの特性があり、安価でもあったことから、建設資材、電気製品、自動車部品などに広く使用されてきました。

しかしながら、近年、このアスベストは、呼吸によって体内に吸い込むことで、肺がんや中皮腫などの深刻な疾患を発症させる危険なものであることが分かり、平成24年には、既に建材として建物に組み込まれているもの等の一部例外を除き、使用禁止となっているものでございます。

アスベストは、含有製品がそこに存在すること自体は直ちに問題となるわけではなく、作業等で発生した粉じんが飛散することで、体内に吸い込むことが危険であることから、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等で、健康被害の予防や飛散防止等が図られています。

この御質問の住宅建材についての町への問合せについてであります。町では専門的な知識や分析の技術を有しているわけではなく、問合せがあった場合でも、保健所や県の窓口等への紹介となるため、ここ数年全くないわけではありませんが、件数のカウントは行っておりません。

また、事業者による解体改修工事等については、令和4年4月から、条件によってアスベストの事前調査や調査結果の報告が義務づけられており、飛散防止に係る対策は強化され、労働基準監督署等、国や県を中心に周知も図られているところではありますが、一方で、一般住民に向けてアスベストに関する周知はこれまであまりなされておらず、町においても同様の状況であります。

しかしながら、今でもアスベストを含む建材がそのまま使用されている住宅は多く残存しております。そのままであれば危険はないのですが、議員の御指摘のとおり、台風等でアスベストを含むスレートが飛ばされ、何も知らない人が防じんマスク等をせずに碎いて処理してしまう、また日曜大工で防じん対策をせずにスレート屋根を撤去し、細かく碎いて処分してしまうといったことも十分考えられます。

今後、注意喚起を行っていく必要があると感じておりますので、町としても、ホームページへの掲載等の周知については考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問いたします。

町内でも石綿スレート材が使われている可能性のある古い建物を多く見かけます。先ほど町長の答弁の中にもありましたが、アスベストとは鉱石が繊維状に変化した鉱物の総称です。石綿とも呼ばれ、昔は学校の理科室にも石綿金網として置いてありました。その繊維の太さは、髪の毛の5,000分の1程度で、無機物ですから非常に耐久性に優れている。また、耐熱性、耐薬品

性、電気絶縁性などに優れており、価格も安かったことから、様々なものに加工され、いろんな製品が作られ、一説にはアスベストの用途は3,000以上にわたると言われています。

先ほど町長もおっしゃいましたが、アスベストは髪の毛の5,000分の1程度の太さで、繊維が極めて細かいため、それが飛び散って人が吸い込むと肺に入り、排出されるのが非常に難しく、生体内で分解もできないとされています。このことにより中皮腫や発がん性が高まるとされています。中皮腫とは、胸膜にできる腫瘍で、悪性と良性のものがあり、アスベストは悪性中皮腫を引き起こすとされています。

石綿スレートは化粧スレート的一种なので、レベル3のアスベスト含有建材に該当します。非飛散性アスベストが飛び散る危険性が極めて少ないため、普通の使い方をしていない限り問題はないとされています。ただ、強風で石綿スレートが落ちて割れたり、知識のない人が日曜大工などで切断し、そこからアスベストが飛散し、住居者や近隣の方の健康に被害を与えるおそれがあります。

また、スレートの耐用年数を超え、極端に劣化してしまうと、アスベストの飛散の可能性があります。建物の改修、解体には2023年10月から、資格を持った調査者がアスベスト含有調査報告を行う必要があります。

町は空き家バンクで中古住宅の紹介をされています。その住宅をリフォームされる時、事業者との打合せでアスベストが含まれている建材が使用されているかどうか、個人でリフォーム作業を行う場合に気をつける点など、紹介をする必要があると感じています。例えば、古い家屋のどんな部分で使われているかなど。

私が暮らしている佐賀地区でも、古くなったアスベストを含む可能性のある屋根の汚れを、高圧洗浄機で洗浄している事業者がいらっしゃいました。屋根をきれいにしたい気持ちは理解できますが、その素材が何でできているから、どんな点に注意して扱う素材なのかといった知識がない方でした。その後、保健所に連絡し、労働基準監督署から厳重に指導が入ったそうです。しかし、アスベストが飛散した事実は変わらない。将来において、近隣住民が危険にさらされたという事実が変わりはありません。

また、子供たちの通学路には、倉庫の屋根が台風などで落ちて割れた、アスベストを含む可能性のあるスレートの破片がそのまま放置されています。私は海岸清掃を時々行いますが、アスベストを含む可能性のあるスレートの破片を拾うこともあります。石綿を含む可能性のあるスレートの破片は、一般ごみとして袋に入れて出すことはできないことを含め、ごみのカレンダーや熊南総合事務組合のホームページでも、処分の方法を明記し、住民の皆さんに分かりやすくお伝えすることが必要だと考えます。分からない場合には気軽に相談できるということが、健康被害を最小限にできる方法だと考えます。アスベストを含む可能性のある建材について、町民の皆さん

にも正しく理解していただき、自分のこととして適切に対処できる人を増やしていくことが、安心して暮らせる町となっていく近道だと考えます。

一つ提案をします。

環境省が6月5日を環境の日とし、6月1日から30日を環境月間としています。日本では環境基本法が環境の日を定めています。環境基本法は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという環境の日の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体などにおいて、この趣旨にふさわしい各種の行事などを実施することとしています。

今後、2030年頃に、石綿が含まれる可能性のある建材を有する住宅を含む建物が、解体、建て替えのピークを迎えることが推定されています。例えば、これから毎年6月の環境月間を利用し、町民の方へ広報を利用して周知をし、理解と協力を求めているのでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども、私からも注意喚起を行っていく必要があるというふうに感じておりますので、町としてもホームページや掲載等の周知について考えていきたいという答えをいたしました。確かに、町民の方で知っている方もいらっしゃるでしょうが、知らないという方もいらっしゃるでしょうから、やはりこれは町民の皆さんに周知徹底していきたいというふうには思っております。

また、それをどのようにやるかというのは、その6月の期間がいいのか、それも含めてですね、検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） これは緊急性のある問題の一つだと考えています。アスベストを含む可能性のある建材の処分を周知した結果、解体、建て替えを検討される方がいらっしゃった場合に、現在、解体や廃棄物の処分費も一般のものに比べて高額になっています。これは、将来においてかなりの負担になると思います。アスベストを含む可能性のある建材は、資材として安価で耐久性があるという理由で、多方面で使われています。

現在、補助金について調べると、国土交通省や厚生労働省のホームページでは、危険性の高いレベル1、2の事業者設備に対する調査費や除去工事費の補助金はありますが、一般住宅などに使われているものは多くがレベル3で、その調査費や除去工事費の補助金は対象外となっています。

高齢者が増え、空き家が増えていくと、アスベストを含む可能性のある建材でできた家や倉庫、また、それが壊れたものがそのままになってしまう可能性が高いと考えます。町として、よりよい町にするための施策はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町として何ができていうのは今のところ考えておりませんが、いづれにしても、県、国に対して要望はしてまいりたいと思います。やはり、まず国がそういうのをずっと使わせていたということですので、それは国としての私は責務があるというふうに思っておりますし、県を通じてですね国と県のほうに、こういうもっと安価にできるようにしてほしいということは、機会あるごとに申していきたいというふうに思っております。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

まず、災害対策についてです。

1月に能登半島の地震が起きまして、大変深刻な事態が発生していると。よそのことではなく、平生町でどう捉えていったらいいのかということで、ずっとこの5か月間、関連のある新聞切り抜きやニュースなどをまとめてまいりました。平生町のこれだけになりました。（新聞を示す）これの中から幾つかをまとめて質問をいたしたいと思いますが、この質問の準備をしていた金曜日の夜ですか、今年は梅雨が遅くて、梅雨が遅いと大雨が降る、いわゆる集中豪雨の可能性が高いというのを気象予報士さんが言っておられました。やっぱ平生町の災害は大雨、台風や梅雨の大雨だというのをつくづく思って心配をして、先ほど出ました大内川の下横のアシの状況や、高須のほうの河川の状況も見てまいりましたが、これはまた次にして、地震の対策だけで質問をいたしたいと思います。

しかしですね、平生町の町史を見てみました。平生町の地震の記録は1704年に徳山地方で地震があつて、高潮、それから山崩れ、護岸の崩れがあつたという記録が町史を見るとあります。その1か所だけです。

あと、私ども記憶があるのは2001年の芸予地震、これは私も身にしみて感じました。ですから、地震の可能性というのがどれだけあるかということは、よく考えていかないとはいけません。やっぱり今回は地震のテーマであります。宝永3年、1706年の10月4日に起きております。それ以降は芸予地震になるかと思えます。

それで、じゃあどういふ地震が来るかということを見まして、今まで防災公園の話など出ていまして、南海トラフだということになっております。ですから、これはこれで考えていかなければならない。そのときはいわゆる津波が来る、地震は震度5強を予想しているというのが県などの予想でもあります。

この地震の予測ですが、30年以内に南海トラフの地震が起きる可能性が7割とか8割とか言

われております。しかし、これはね、いろいろ計算方法が違って、いわゆる普通の計算ですと6%から30%ぐらいになるというのが普通の通説で、この南海トラフの30年以内70%、80%というのは、比較的根拠が薄いように思いますが、これに対して県もいろいろつくっております。

2012年に南海トラフの地震が起きた場合、32万人が死亡すると。山口県では614人が死亡、家屋の倒壊が6,000、避難者が16万人だという予測をしておるようですが、今度の能登地震を受けてこの方向をまた見直すということで、今、県の会議が始まっております。この時間差モデルで計算した本当の確率が正解かどうかというのは分かりませんが、とにかく南海トラフの地震が起きて津波が来るという前提です。

そうすると、平生町ではどうなるかというのを予測してみますと、高さにもよるんですけど、大井川が一番危険な状況です。大井川から逆流をして、平生町全体に水がたまってくる、灸川の上流のほうもありますけど、そういったことが考えられます。そうすると、平生町の地形からいけば、排水ができないと水が引かないという地形になっております。津波が引いても水は引きません。こういった前提で考えてまいりました。

それで、まず第一に、命を守るためには逃げることに備えることが、能登地震での経験から言われております。まず、逃げることは、一番はその地域の特性に合ったものを地元で相談をして、その地域で避難対策をする、これが能登地震での一番大きな教訓です。能登半島の先のほうの津波が多かった自治体の周辺では、日頃の訓練でちゃんとやったから、足の悪い年寄りも含めて、全員が避難して無事だったということがありますから、その地域のコミュニティ活動が防災の一番の柱になります。その中で、弱者への対応もその地域で話しておれば役に立ってまいります。このこれらの対策について、町は今どのような取組をしておられるかと。

次に、備えることで家屋の倒壊の防止です。

能登半島では、家屋の倒壊による死亡がたくさんありました。震度5強ですから、強烈な揺れというほどじゃないかもしれませんが、古い家屋の倒壊は予測をされます。

今の基準ですね、倒壊を防ぐための基準、これは1981年に耐震改修の基準がつくられておりまして、2006年にそれが強化をされております。熊本での経験からいくと、1981年の新基準以前の建物の倒壊率は28%、その基準以降2006年までの間が7%、2006年に強化されてからは2%と、耐震改修をしておれば、倒壊による死亡者を防ぐことができると。備えることについてはこういったことが考えられます。

また、火災対策でガスの処置、電気のいわゆる感震ブレーカーですか、こういったことも火災を防止する上で役に立つとされておりますが、これらにどういう取組をしておられるか、お伺いをいたします。

大きな2番目ですが、避難をすることができる対策です。

避難をするということは、地震が起きて津波が来る、避難をする、そして災害を受けたら避難所を開設する。その避難所の開設についての考え方ですが、避難所は、急いで逃げてその場を耐えしのぐという施設じゃなくて、命を守る、避難者の健康を守るという大前提で設置をされなければならないというのが、今回の地震での教訓です。

そうすると、避難所にちゃんとした備えをしておく必要がございますが、これらについてどのような取組をしておられますか。

その次、避難所については、福祉避難所の問題がいつも出されております。この福祉避難所の取組は以前にも取り上げたことがございますが、いろいろと難しい問題があるなとは私も考えてはおりますが、現在どのような取組になっておりますか。

それから、ペット同行の避難所対策です。これも能登半島の中で大変重要な課題だということが浮かび上がっております。

避難所の問題については、最後に通信手段の確保がございます。これについての現状をお尋ねをいたします。

大きい3番目になりますが、インフラ対策です。

先ほど申しましたように、大井川が一番、平生町で津波を考えれば危険な状況にあるというように思います。ここへの防潮対策などがこれから先必要だと考えられますが、この対策を何か考えておられますか。

インフラ対策で大事なものは、液状化の対策もございます。今度も能登半島だけでなく、新潟県のほうまで含めて、かなりの液状化による災害が発生をしております。平生町のこれまでの地形から考えれば、液状化の対策も考えておく必要があると思いますが、どうでしょうか。

その次が、各排水機場の対策です。

先ほど申しましたように、平生町に津波が来たら、排水機場を活用しない限り水は出ないという構造になっております。排水機場は中川の排水機場、大内川の排水機場、曾根の排水機場、3か所ございます。これらに対する津波のときの訓練はどのようにされておりますか。

大きい4点目は、学校の対応です。

能登半島の地震を見てみますと、大変な被害の中で、児童生徒の学ぶ学校が被災をする、授業が続行できない、いろんな問題が発生しております。学校は避難所になって、教育も十分行えない、それも半分壊れた状況と、そういったこともあったりしたようですけど、このことも平生町でも考えておかなければならないと思います。その場合、児童生徒が学校にいるときの問題、いないときの問題、これがございます。

その次に、学校施設が避難所になった場合の学校の対応、こういった点についてお伺いをいた

します。

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を13時、午後1時といたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをさせていただきます。

まず、避難訓練についてお話しさせていただきます。

災害はいつ起きるか分かりません。そのため、日頃からの備えが重要になってきます。山口県では、災害時における逃げ遅れゼロの実現に向けて、令和元年度から市町と一体となって、防災リスクが高い地域において、地域住民が自発的に避難行動を行うよう、率先避難や呼びかけ避難の体制づくりの取組を進めてまいりました。現在では、県に登録されております防災に関するスキルとノウハウを備えた自主防災アドバイザーの活用により、避難体制づくりが進められています。

町といたしましても、これまで自主防災アドバイザーの活用を自治会に呼びかけ、効果的な避難体制の構築に努めてまいりました。今後におきましても、自分たちの地域は自分たちで守る共助の取組を促進することで、地域が自ら考え、行動できる体制づくりに取り組んでいきたいと考えており、その契機として、今年度、出前講座のメニューに追加した「自宅周辺の危険箇所を把握しよう」をぜひ活用いただきたいと考えております。地域住民の皆さんによる地域の危険箇所の把握や、防災地図の作成を通じて、今以上に防災に関心を持っていただき、地区防災計画の策定や避難訓練などにつながるよう、町として支援をしてまいりたいと考えております。

次に、防災弱者対応につきましてお答えします。

災害時に自ら避難することが困難で、支援が必要な避難行動要支援者の名簿の更新作業を令和4年度から行っております。現在、名簿の登録者は200名で、そのうち、避難支援者への情報提供に同意を得られた方が173名となっております。同意を得られた方の名簿については、避難支援者である柳井地区広域消防組合、柳井警察署、民生委員、児童委員、社会福祉協議会に提供しております。

また、平常時には、地域で要支援者が避難するための体制づくりや、普段からの見守り活動などに役立てていただくこととなっているため、今後、自主防災組織、自治会等に対して、防災に関する出前講座や、地域が開催する会議等の機会を捉えて本制度の趣旨を説明し、理解いただいた上で、名簿提供をしてまいりたいと考えております。

令和3年の災害対策基本法の改正により、要支援者ごとに避難する場所や移動手段、避難を支

援する人、必要な配慮等を記載した個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされました。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の策定が非常に有効であることは承知しておりますが、現在、町内で策定済みの方は2名にとどまっております。策定が進まない原因の一つが、避難を支援する人の確保が難しいことが挙げられます。今後、地域の自主防災組織等へ、避難行動要支援者名簿の提供の依頼と併せて、個別避難計画の策定についても周知を図り、協力を要請してまいりたいと考えております。

また、民生委員、児童委員等の地域支援者に加え、日頃から要支援者の状況を把握している介護専門員や相談支援専門員等と連携して、個別避難計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度新規事業として、要支援者名簿の登録の際に、携帯電話の番号を記載している方に対して、SMSサービスを活用して防災情報を迅速に伝達することで、いち早く避難行動を開始していただき、誰一人取り残さない避難支援体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

家屋の耐震化でございますが、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震性能の木造住宅に対して、無料で診断員を派遣する無料耐震診断と、耐震性のない木造住宅に対して耐震改修費用の一部を助成する制度により、耐震化の支援を行っています。平成24年度の制度創設以来、耐震診断を行った家屋は26件、耐震改修の費用助成は1件です。

令和6年度におきましても、耐震診断は5戸、耐震改修については1戸について行うこととしており、本日6月17日から7月31日まで募集を行っているところです。地震による被害やその拡大を最小限に抑えるためにも、住宅の耐震化は重要です。このような制度をぜひ使っていただき、災害に備えていただくよう周知を図ってまいります。

火災対策として、感震ブレーカーについて、近年の大規模地震発生時においては、電気に起因する火災が多く発生しております。東日本大震災で発生した火災では、原因の特定されたもののうち、過半数が電気に起因したものでした。また、停電からの復旧後の再通電時に出火する通電火災が発生した場合、被害者が避難所等へ避難しており、出火時の初期消火が行えないといったことが予想されます。

地震発生時に電気が原因の出火を防ぐためには、避難時にブレーカーを遮断することが有効ですが、大きな揺れによって錯乱状況の中で、ブレーカーを遮断する余裕があるとは限りません。感震ブレーカーを設置しておれば、設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気が自動的に止まりますので、地震による電気火災を減らす上で非常に有効であると考えられます。

地震発生後の通電火災による火災を防ぐためにも、避難の際にはブレーカーを落とす、電気製品のコンセントを抜くといった行動の呼びかけとともに、感震ブレーカーの設置の有効性につい

でも広く住民に呼びかけてまいります。

それから、地震に対してですが、備蓄をしておく必要があると考えておりまして、災害が発生した直後は、電気・水道・ガスといったライフラインが使えなくなり、普段の生活ができない可能性があるだけでなく、食料や生活必需品等の入手が困難になることが予想されます。

そのため、平常時から災害に備える取組として、最低3日分の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄や、避難するときに最初の1日をしのぐための非常持ち出し品の準備をしていただくよう、出前講座やホームページ等をお願いしております。

町では、レトルト保存食をはじめ、パーティション TENT や段ボールベッドのほか、防災用ブルーシート等の一般的なものを備蓄しておりますが、保存期限やスペースの問題もあり、女性や妊産婦、乳幼児向け用品の備蓄ができていない状況です。町といたしましては、民間企業等と災害時における協定の締結を進めておりますが、それら協定の中には、災害時における災害救助物資の確保を図るものもありますので、協定に基づいて、不足する物資の調達を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、備蓄すべき物資の品目や量は、過去に発生した災害の教訓や時代のニーズによって変化してまいります。今回の能登半島地震を教訓として、備蓄すべき物資の品目や物資を保管するための備蓄倉庫の整備について、逐次検討を行い、備蓄品の適正管理に努めてまいります。

また、3月議会で答弁いたしましたとおり、今回の震災においても、国や自治体のプッシュ式支援により、食料品等が早い段階で届けられておりましたが、水道管等の破損により、トイレのことが大きな問題としてクローズアップされてきました。災害関連死を防止するためにも、衛生的なトイレが使用できる環境を整備することが最重要事項であると考えております。

今年度は、衛生的で臭い対策もできるラップ式の災害用トイレを導入することとしておりますが、一般社団法人助けあいジャパンが実施する、災害用トイレネットワークとの協定によるトイレトレーラーの導入についても検討してまいりたいと考えております。トイレの問題は、災害関連死や人間の尊厳に関わってくることから、技術の進歩を踏まえ、適切な装備を準備していきたいと考えております。

福祉避難所でございます。

避難は、いち早く危険を回避することが最も重要です。そのためには、まず最寄りの一般避難所に避難することを考えていただきたいと思います。と考えておりますが、要配慮者の方で、一般避難所における生活が困難な場合には、福祉避難所において特別な配慮をする必要があります。

本町では、要配慮者を受け入れる施設として、町と災害時連携協定を締結している介護サービス事業者の施設を、二次的受入施設として位置づけております。現在、公共施設における一次的受入施設としては、福祉センターを福祉避難所として指定しておりますが、受入対象となる要配

慮者の把握や、要配慮者が避難された場合に必要な設備、受入れの体制の整備等についても検討が必要になってまいりますので、関係課が連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、障害のある方等については、一般避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、平素から利用している施設等へ直接避難したいとの声があることから、国は令和3年5月に福祉避難所の確保・運営ガイドラインを改正し、高齢者や障害者等の特に配慮を要する方について、福祉避難所への直接避難を促進し、要配慮者支援を強化するよう自治体に求めています。個別避難計画等の作成プロセスを通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえ、災害時連携協定を締結している介護サービス事業者や、要配慮者が利用している福祉サービス事業者等と調整を図りながら、直接避難が可能となるよう検討してまいります。

そのためには、引き続き、個別避難計画の策定を進めるため、住民の皆様に広報、周知を図るとともに、今後、自宅から福祉避難所へ直接避難できる仕組みづくりについても、検討してまいりたいと考えております。

それから、ペット同行避難所でございますが、本町の避難所でのペットの受入れについては、平生町避難所運営マニュアルに記載していますとおり、犬や猫等のペットを避難所の室内に入れることを禁止しています。大型動物や危険動物については、屋外であっても避難所の受入れは行っておりません。

しかしながら、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になり、避難するときも一緒にいたいというお気持ちは十分理解できるところであります。災害の危険が切迫しているときに、ペットが心配で、的確な避難行為ができなかったという事態は避けなければなりません。東日本大震災では、避難所へペットとの同行避難を拒否され、ペットのために車で生活したため、エコノミー症候群となったり、放置したペットが逃げて住民に危害を及ぼしました例がありました。また、ペットのために自宅にとどまり、飼い主が被災し命を落としたなどの様々な課題が浮き彫りになりました。

このような中、先進自治体では、ペット同行避難を受け入れるところもあるようですが、ペットを屋内に入れるということについては、動物が苦手な方やいろいろなアレルギーをお持ちの方も想定されますので、なかなか難しいのではないかと考えております。ペットスペースの確保についても、課題が大きいと感じております。

しかしながら、ペットを家族と考えている人の命を救うために、将来的にはペットの避難場所を提供できるよう、地域の防災訓練が行われる際には、ペット同行避難の実施をお願いするなど、地域の自主防災組織とともに研究してまいりたいと考えておりますので、地域のつながりの深い議員の皆さんの御協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、通信手段の確保でございますが、東日本大震災や熊本地震のような災害時には、被災者等、多くの人が一斉に電話をかけることで通信規制が実施され、携帯電話等がつながりにくくなることが想定されます。そのようなときにも、公衆電話については優先的に通話ができることから、災害等緊急時の有効性が認められています。

公衆電話は、携帯電話やスマートフォンが普及している中、災害や交通事故など、携帯電話が使えなくなる不慮の事態が起こった際の連絡手段として、電話の使用が想定され設置されています。市街地においては、おおむね1キロ平方メートル四方に1台、それ以外の地域においては、おおむね2キロメートル四方に1台という基準に基づき設置されるもので、町内には、公衆の目につきやすい場所に11か所設置されており、そのうち、指定避難所については堅ヶ浜、宇佐木、曾根の各地域交流センター及び町体育館の4か所に設置されています。

また、町では公衆電話と同様に、災害時の通信規制の対象外として優先的に取り扱われ、無料で使用できる特設公衆電話を平生まち・むら、大野、曾根、佐賀の各地域交流センター及び町体育館の5か所に設置し、早期通信手段の確保及び帰宅困難者の連絡手段を確保しています。

加えて、フリーWi-Fiについても、地域交流センター6か所と町体育館に設置しており、無線LANに接続できるスマートフォンやパソコン等で利用が可能となっております。

関係機関においては、国土交通省緊急災害対策派遣隊、TEC-FORCEの派遣もあり、大手キャリア4社の臨時基地局の設置やWi-Fiの設置、NTT西日本による臨時回線の提供等の支援が得られるようになっております。

今後におきましても、引き続き、災害時における被害者等の迅速かつ確実な通信手段の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、大井川の対策でございますが、大井川につきましては周防高潮対策事業により整備を進め、平成10年度に事業が完成しております。この事業による高潮の設計高は、予想される津波の高さよりも高く設定されていることから、津波にも対応可能と考えております。

液状化への対策でございます。

液状化が発生すると、建物の倒壊や道路が沈下したり傾いたりするだけでなく、水道管が浮き上がり断水するなど、ライフラインへの影響も甚大となります。

液状化の被害に対しましては、山口県が山口県地震・津波防災対策検討委員会を設置し、平成26年3月に、山口県地震・津波被害想定調査報告書により、南海トラフ巨大地震の被害想定が公表されています。この報告書によりますと、液状化による建物被害は県全体で全壊が1,771棟、半壊が2,761棟となっており、本町では全壊が84棟、半壊が153棟となっています。

今の状態を基に、250メートルメッシュごとに液状化が起こりやすいかどうかを示した液状

化危険度分布図も公表されており、本町では、平生まち・むら地区及び堅ヶ浜地区に危険度が高くなっております。

また、国土交通省が提供している重ねるハザードマップを参照していただければ、全国の液化化危険度を色により地図上に表示されるようになっております。スマートフォンからでも、全国どこにいても、御自分の現在地の液化化現象の危険があるかを確認することが可能となっておりますので、地域住民の防災対策として活用を促すためにも、町のホームページからリンクにより閲覧できるようにしております。

現在のところ、液化化の調査を町独自で実施する考えはありませんが、来年度にも県により、南海トラフ地震による液化化危険度情報の更新が予定されておりますので、その調査結果を基に、液化化を前提とした防災・減災対策に努めてまいります。

各排水機場の対策につきましては、町内には大内川排水機場、曾根排水機場、中川排水機場の3か所の排水機場がありますが、運転管理はそれぞれ運転マニュアルを作成して行っております。

津波に対しては、本町に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合に警戒体制を取ることになっており、排水機等の操作員の安全確保を図りつつ、津波を防御するとともに、内水位の低下を図ることになっております。また、地震等により商用電源が喪失しても、3施設とも自家発電機の電力により運転は可能となっております。

最初に申し上げましたように、災害はいつ起こるか分かりません。そのため、日頃から準備をしておくことが必要になります。南海トラフ巨大地震は今後30年以内に発生する確率は70～80%と言われております。被害を最小限に抑えるための対策は、できるときにでき得る限りのことを行っていきたいと考えておりますので、御協力いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、大規模災害時における学校の対応、このことについての御質問にお答えさせていただきます。

近年、大きな地震が各地で頻発するなど、災害はいつ、どこで起こってもおかしくありません。そのため、各学校では、災害への正しい知識を基に、自分の置かれた状況を的確に判断し、災害時に自らの命を守り、また皆で協力して助け合うなど、主体的に行動できる力を身につける防災教育に、継続的に工夫をして取り組んでいるところでございます。

まず、災害発生時、学校等にいる場合とそうでない場合の、それぞれの学校の対応についてお答えをさせていただきます。

大規模災害が起きたとき、学校が第一に果たすべきは、児童生徒や教職員の安全確保でござい

ます。児童生徒等が在籍している授業日には、自分の命は自分で守ることを大前提として、基本的には、これまで学校が行っている避難訓練や保護者引渡訓練に沿った対応を行い、児童生徒や教職員の安全確認を避難場所ごとに行うことになります。

授業日でないなど、学校にいない場合には、基本的に安全確認は、保護者メール等を使った一斉配信や電話により行うこととしていますが、状況によっては、家庭訪問やその他、関係機関との連携も含めて、あらゆる方向を講じて安全確認をすることになります。

また、安全確保の次には、学校の施設や通学路の安全確認のほか、安全に教育活動ができるかなどの判断などを行うことになりますが、さらに災害の状況によっては、地域住民の避難所としての役割を学校施設が担うこととなりますので、防災部局と連携した避難者の受入れ準備など、避難所運営に係る協力も必要になると考えられます。

次に、学校施設が避難所になったときの対応について、お答えさせていただきます。

学校の教職員の第一義的な役割は、子供たちの安全確保と、学校教育の早期正常化に向けて取り組むこととございまして、避難所の運営は、一義的には防災部局が担うことになります。

しかしながら、大規模災害発生時には、直ちに防災部局の職員派遣により避難所運営を行うことが困難なことも想定されますことから、発災から一定期間は、学校の教職員には、子供たちの安全確保に加えて、避難所運営への協力を可能な限り行うことが、施設管理や防災部局の役割の補完という点から必要になると考えられます。この避難所運営への協力では、避難者の誘導や学校施設内の安全確認など、防災部局と連携した業務が考えられます。

また、大規模発生後の教育活動の早期正常化に向けては、登下校ルートや衛生面等の子供たちの安全確保に最大限の配慮を行うとともに、健康状況や住居地の状況把握、教材等の有無などを含めて、再開の見通しを一つずつ確認していく必要がございます。

このように、学校施設が避難所になった際の学校の対応については、まず子供たちの安全確保、そして避難所運営への協力、学校教育の早期正常化に向けた取組、この3点が主なものとなります。

これらの取組については、教職員の防災への対応意識の重要性、これに加えて、日常的に地域との連携が取れていた学校は、子供たちの安全確保や教育活動の再開が円滑に進んだという報告もありますことから、町教委では、現在取り組んでいます防災教育に加えて、学校と家庭地域が連携・協働の視点で教育を行います地域とともにある学校づくりについて、引き続き充実を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 再質問をいたします。

丁寧ないろいろな答弁を頂きまして、ありがとうございます。

一つ気になったことが、答弁の中で、大井川のことで、大井川は津波が来ても耐えられるという説明がございました。ということは、平生町では津波が来ても、町の中に水が入ることはないという考えにつながっていくんじゃないかと思いますが。

ちょっとここは、最初に申しましたように、平生町の災害はほとんど水害です。大地震、津波を考えて対策を考えるのは、随分私も想像しながらも苦勞しました。入ってこないのが一番いいわけです。でも、一応は考えてみるというので、今度の質問をしてみました。

でも、津波が来たとして、平生町の平地に海水が入るとすれば、大井川が一番危険が高いと。あとはそれなりの高さがあります。なら、先ほどの答弁でしたら、もうそんな心配はしなくてもいいよという話にもなっていくますが、それでしたら随分と話の進み具合が違うんです。ですから、そういう考えで、今回は地震が来て、南海トラフの地震が起きて、家屋の倒壊、津波が来る、それによる被害が発生するという前提で質問を組み立てております。大井川から入ってくることがないということになると、前提が全部崩れてしまいますが、ちょっと、それじゃあ質問がしにくいんですね。

私はやっぱり津波が来た場合、一番の浸水の可能性があるのは大井川からだと思います。平生町の川は堀川、熊川が一番低くて、大内川はちょっと2メートル近くまで高くなっている。それよりもうちょっと大井川は高いんです。昔の造成でよく考えて造られておると思います。しかし、津波が来るという前提で考えていくなら、堀川、熊川、大内川はそれなりの対策ができておりますけど、あそこができていないということで、そういう話をしました。ですから、あそこから水が入ってくるということです。

それでちょっと元に戻ります。やっぱ津波が中に入ってくるという前提です。逃げるための訓練は、最初にも言いました町長答弁にもありましたから、いいです。いい対応だとは思いますが。

今回の行政協力員会議で、平生町の町の会場でしたけど、新しい行政協力員さんが、まだ間もないが、どこに逃げたらいいかという質問がございました。そのときに総務課長のほうから、いや、どこに逃げという指示はしないと、それ地域ごとにちゃんと考えてやってもらうのが一番いいと、これいい答弁でした。これをちゃんと進めていくことが一番だと思います。今、防災担当の職員もおりますから、各自治会ごとに、どういうこの自治会には危ないところがあるかということを中心に探し出して、計画をつくっていくことを求めたいと思います。

平生町の防災計画の中に、土石崩れ災害のデータも見ました。各集落ごとに、何戸ある何戸あるまで出ておりますから、ああいったことも見ていけば、材料も提供できると思いますから。ぜひ自治会ごとに、町の担当者が計画を立てて訓練をすると、そして必要な助成金制度もつくっていくと、これが必要ではないかと思います。そうしましたらですね、いわゆる災害弱者の対応も簡単になってまいります。

それと、家の耐震化についても、あなたの家は古いかどうかねとか、気軽な相談もできていきますから、そういった相談もできます。

火災対策については、今、ガスは大体もう感震装置がございまして、遮断できるようになっていますが、問題はガスボンベが倒壊したり、流出したりするときのほうで、それが一番危ないんです。ですから、ガスは遮断されるようになっています。だから、そういったことについて、地域で、じゃあガスボンベはちゃんと固定しておこうねと、そういうやっぱり大体業者やっておるのはおりますけど。そういう決まりになっていますから、そういったことは小さく相談できる。感震ブレーカーについても、ちょっとお話をしておきましたら、詳しい答弁を頂きました。これは大変有効な施設ですが、これは国も責任があると思うんですが、新しい住宅を建てても、まだ設置義務がないんです。これはやっぱりぜひ規制をかけて、これから先、感震ブレーカーをつけていくという方向に行く必要があると思います。こういったこともちゃんとその自治会単位で、自分の家がどこにあって、どういう古さで、どういうことがいるかという話合いができる輪が一番大切だと思いますから、そういった自治会活動の組織づくりと助成制度をつくったらどうかと思います。

備蓄しておくという点についてですが、状況の答弁がございました。やっぱ今、今回、能登地震で一番求められたのは、子供の乳幼児の必要なもの、女性向けの必要なもの、そういったものが随分新聞に書かれました。なかなかそこまで、目の届く範囲を広げていくということが、そのためには避難場所は絶えしのぐ場所ではないんだと、命と健康を守る場所だと、こういう前提をちゃんと認識しておく必要があるのではないかと思いますから、このこと。

それと、トイレなども随分ちゃんと説明していただきましたが、避難物資のですね、広域的な備蓄はできないのかと。一定期間はどうしても自分で努力してもらわんとはいけませんが、そうすると、そこに配布、届けるためには、広域的にちゃんとしたところに一定の量備えていく、これが効果的じゃないかと思いますが、この提案もしておきたいと思います。

それと、平生町の地震で一番記憶にあるのは芸予地震です、2001年。あのときには、大体国道バイパスの北側の辺りがずっと東西に向けて揺れが激しくて、屋根に亀裂が入るといのがいっぱい出ました。一番必要だったのはブルーシートなんです。ブルーシートについても、この調査の中でお話をしておきましたけど、ブルーシートを地震で屋根が壊れて、ブルーシートを張ると。そうすると一定期間修理がかかりますから、能登地震でのブルーシートについての記事を見たんですが、10か月程度は修理ができないと思えば、厚みが0.26ミリ以上のブルーシートを準備しておかないと、屋根の防水には役に立たないようですから、このこともちゃんと認識して準備、0.26ミリ以上です。あのとき一番求められたのはブルーシートでした。議会の全員協議会でも、ブルーシートの話が随分出ました。このことだけ覚えておりますから、それから、

大井川の対策は、先ほどの答弁だと何も起きないことになりますから、考え直してください。

液状化の対策についても、先ほど数字も言われました。液状化マップがあって、家を建てる場合には、ちゃんとそれも調べて家を建てたらいいよという記事が今回もずっと出ましたから、こういったことも周知徹底していく必要があると思います。

それと排水機場の対策です。

これについて調べてみました。3か所ある排水機場ですね。大内川の排水機場は、防潮樋門は外部電源なしで自家発電で作動します。それから、大内川と堀川、熊川を結ぶ連絡門、これは外部電力です。排水ポンプは当然自家発電です。排水ポンプを回す場合には、事前に配管の中の空気を抜いて真空状態にして、ディーゼルエンジンを回してポンプを回すんですが、その真空ポンプの電源が必要になります。3か所とも一応外部電源でこの真空ポンプを回しております。しかし、必要なときには自家発電で動くようになっておると思います。これは一番シンプル、誰も思いつくことで、このようになっておるんですが、日頃からこの自家発電で真空ポンプを回して排水ポンプを回すという訓練がされておるのかどうかというのをちょっと聞きたいですね。

それと、樋門は開かないと思ったほうがいいんです。津波が来るから防潮樋門を閉めると、曾根の排水機場は外部電源ですから、外部電源が切れたら開きません。中川についても同じです。大内川については、自家発でやるようになっておりますが、大内川はもう20年以上、あの樋門は動きません。開かないんですよ、だからもうディーゼルエンジンで排水するしかありません。

そうすると、一応回るようになっておりますけど、じゃあ燃料がどれだけもって、どのように排水を完了するまで運転をしていくのか。このことは、もうちょっと詰めておく必要があるのではないかと思いますと同時に、管理業者に非常時のマニュアルでの訓練をしていただくと、真空ポンプを自家発でやるやつですね。それがどの程度なのかは確認していただきたいと思いますし、これもやっておく必要があると思います。

ちょっと飛ばしました、福祉避難所とペットの避難所です。

福祉避難所は、今度の能登地震で起きたのは、計画はみんな業者と連携をしてやるように、契約もどこの施設もできちやるんです、どこの行政も。しかし、いざ地震が起きてみたら施設が使用できない、それから職員が被災して足りない、それから断水やその他で衛生状態が悪くてできない。こういうことで、ほとんど機能しないというほうがいいのではないかと思います。

特に、でも弱者の避難というのは大変難しいですよ。でも、私は平生町を褒めたいと思うんですが、災害弱者の2名ほどあるという答弁がありました。これは、私は直接該当するんですが、職員の皆さんが大変よく聞き取りをして、状態を確かめて、避難先である病院とも交渉して、ちゃんとしたルートをつくってくれている例があります。小さい町です。だからこういったことがちゃんとできると思うんです。これから先もずっと続けていただくことを願っておりますし、期

待もしております。これでかなり福祉避難所の対応が片づいていくんじゃないかと思います。せっかく小さい町でみんな顔が分かるわけですから、その対応を続けていってください。

それから、ペットの動向ですが、今度の能登半島の地震で、60歳代のお年寄りが犬を1匹と猫を3匹飼っていたと。避難所に行ったけど外でやらなきゃいけない、結局帰って、1月の半ば頃ですか、電気もない、水もない家で暮らして、そこで火災が起きて死亡するという事例が起きております。町長の先ほどの答弁がありましたように、不幸なことが起きる場合もあるんですよ。そうすると、一番先進事例は福岡県の久留米市ですね。事前にここ市内3か所あるみたいですが、こことこことここに、初め1か所だったんですが、希望が多いからということで3か所にしたと。事前に決めておいてペットの方は個々にここですよと、そういうことをやっておる例もございますから、こういった取組ができるのではないかと思います。

今回のこの地震に対する質問を考えると、大変困ったのは起きるか起きんかということですよ。でも、やっぱり平生町は水害が大変だなというのに頭に戻ってきたんですが。排水対策は水害も同じです。この排水対策についての問題は、まだ大きな問題を抱えています、今申しましたように。ゲートが例えば開いたとしても、熊川掘川水系は絶対ゲートが開きませんから、動力でくみ出すしかありません。この最後の線をどう守っていくかというのが一番大事です。これらのことについて答弁をお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

議員言われるとおり、いろいろな御提案を頂きました。私どもで直せるところ、ちゃんとそれを聞いて、直せるものは直していこうというふうに思いますし、ほかの議員の皆様や、また町民の皆さんからいろんな御提案やいろんなことを言っていただいたものは、必ず町として、行政として、どのようにするかというのは検討してまいりたいと思いますので、これからも皆さんのいろんな御意見、御要望を頂ければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 災害対策については、今、地震、津波の想定をして話をしてきました。能登半島で学ぶことは学びながらも、やっぱり、平生町の災害は大雨、梅雨や台風による水害が今までで一番多いんです。町史を見ても、水害で何人死んだ、耕地が駄目になって、食糧不足になって何人餓死した、そういった記録が随分残っております。だんだん江戸時代でも、そういう餓死するんだよ、防ごうというんで、食糧を備蓄するとか、いろいろな努力もされた記録もあります。

そういった一つ一つの状況を考えながら、災害というのをやっていかなきゃいけないと思うんですけど。南海トラフの想定をした対策も取りながらも、水害、特に水をちゃんと排水する、こ

れが平生町の一番災害対策の根幹ではないかと思いますから、これで、この災害についての質問は終わります。

次に、柳井地域の水道事業の広域化についてです。

3月21日に、広域化事業についての、ちょうど1市4町2企業団において、調印協定書の資料を頂きまして、協定しましたよと。それから、この中の規約の改正や議員定数は除きますが、企業団と市町の関係、事業計画、こういったものを頂きました。これについて質問をいたします。

まず、私は広域化の事業に取り組んでまいりました。やらなければならないという気持ちも持っております。その理由は、水道事業の人材なんです。水道事業の人材には、水道の技術者の確保、それから事務、経理ですね。経理ができる人間を確保して、ちゃんとした健全経営をしていく。それから、水道事業者がだんだん減ってきて、現場の技術者も高齢化や減少の傾向があると。行政のほうでやっても、事業者がいなくなつてはどうもなりませんから、こういったことを考えたら、いずれ人材の確保が大きな課題になってくるから、広域化をして、企業団でこういった人材を育成していけばいいなという考えで取り組んでまいりました。

しかし、この協定書を見ますと、まず一番先に、何がメリットか分からないんですよ。ちょっとどういうメリットがあるか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

それから、次に、この4ページにあるんですが、水道企業団の位置は、柳井市の市役所の中、市役所、どうして市役所なのか。また、職員全員をここに集めるということになっておりますが、どうしてなのか。これがお伺いしたい。

それから、読んでいきますと、広域水道企業団に、田布施・平生水道企業団は全部無償譲渡することになっておりますので、建前上は田布施・平生水道企業団を資産に、平生町と田布施町に、計算上では分けられますから計算をして、そのまま譲渡するということのようにですが、それでも平生町と田布施町の水道を考えれば、田布施・平生水道企業団を解消しても、新しい何らかの組織をつくらんと運営できないのではないかなと思うんですよ。半分にしたり、セグメントで同じようにまたやるんですからね。柳井に行くというだけで、企業団はそのまま、名前は田布施、平生それぞれ、名義に資産をなつて無償譲渡するかもしれませんが、この連絡調整機関というのはいるのではないかと思いますから、これはどうなっていくのか。二重組織になっていく可能性もあります。

それから、15ページです。

水道事業の現状と課題、概要、概要の中に、水道事業の普及率は、山口県平均と比較し低い状況だと。特に、本土側の内陸部で未普及の地域が多く、未普及地域の解消が課題となっているというのが一番先に出てきます。これは何を意味するのか。全体としては、ダウンサイジングという言葉がどんどん出てくるんですがね。やはり規模縮小ですね。全体としては規模を縮

小しながら、未普及地域の解消が課題となっているという話があります。

同じ課題の中に、日積浄水場の浄水場能力では、柳井地域全体の水事業を賄える状況にはないものの人口減少等により、令和12年度には離島を除く全ての水需要を賄える見込みだと書いてあるんですよ。これはどういう意味なのか。

組織及び職員の計画で、職員定数を40人とする。しかし事業開始の時期は33人だと、表を頂きました。各市町から出ておる33人の人数です。これらで派遣職員で対応するとなっております。これは職員のやる気にも関わると思うんですが、出向して、また技術のある程度身につけたら帰ってくる。今、田布施・平生水道企業団も大体そういう形になってきて、現在の建設課長も随分今まで苦労してきた話もお伺いをいたしました。じゃあ、せっかく身につけたのに、それがどうなるか。やっぱ、これは企業団の人で賄うのが一番いいのじゃないかというので、最初私が言った、やってきたいという感じだったんですが、これはどうしてこういうことになったのか。

それでですね、この計画を見た危機管理のところがあります。23ページ、危機管理というのがあるんですが、それは一般的なことが書いてあるわけですが、私はここに、水資源の多様化を図る、確保を図るためにも、田布施・平生水道企業団の施設を存続させると。そうして非常時にはあそこで水を作って給水できる。特に現在の用水供給事業は、日積までの導水管の距離が大変長いし、地形も大変なところですよ。あそこ断層もあります。そこが壊れたらもうアウトです。そうすると、田布施・平生水道企業団の施設の存続というのは、この地域の救世主になってまいります。先ほど申しました、広域水道企業団の水量で賄えるという表現が気になるのはここなんです。

以上について、分かる範囲内で答弁していただきたいんですが、調査をしていたら、5月に検討委員会が開かれましたね。そうして、今回のこの6月定例会の最終日の全員協議会で、その内容を報告をするということになっておるようです。それで困ったなと思ったんですよ。ここでいろいろ聞いても、答えられないと、後から答えると、こういう空振りになる可能性がありますからね。答えられる範囲内では事前にちゃんと答えていただきたいと思います。まあ、いろいろと決まっておるという話はお伺いしております。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を2時10分、14時10分といたします。

午後1時56分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、統合によるメリットでございますが、柳井地域の経営統合のメリットといたしましては、サービスの向上としてインターネットやコンビニ収納、スマートフォン決済の活用拡大により水道利用者の利便性の向上や事業の効率化により経営が改善されることで、適正な水道料金の設定と値上げ幅の抑制をすることができます。また組織管理体制の強化としては、技術系、事務系職員の集約により、水道の専門知識や技能を有する人材の確保や公営企業の経営ノウハウの継承が可能となります。

また、人材が確保されることにより、国の交付金の活用による施設整備や管路の更新に併せた耐震化の促進が可能となります、のようなものがございます。

それから、経営統合後の主たる事務所を柳井市役所内にした経緯につきましては、現在の柳井地域広域水道企業団は用水供給事業ですので、事業の相手方は市、町でしたが、統合後は市、町の水道事業も加わり、市民、町民などの水道利用者が対象となります。これらのことから水道利用者の利便性、災害時の対応、執務室の広さの確保など、総合的に検討し、市長・町長等で構成される柳井地域水道事業広域化検討委員会において、事務所の位置を柳井地域の中心となる柳井市役所内と合意したところでございます。

それから、職員を一箇所に集約することの理由につきましては、水道事業を取り巻く環境は今後より一層の厳しさを増していくことが確実な状況にあり、運営基盤強化のための合理化、効率化が求められております。今回の経営統合は、安心・安全な水を適切な水道料金で安定的に供給する水道システムを構築するため、事務系職員を集約することで企業経営のノウハウを持つ職員が確保でき、技術系職員の集約により技術承継を進めることで、事業運営の基盤となる人材確保が可能になると考えております。なお、浄水場の管理などの人員配置においては、まだ未だ検討中でございます。

また、今後の水道事業職員につきましては、現在柳井地域で水道事業に従事している職員は33名ですが、条例上の定員数は今後の施設更新需要等を考慮し40名としております。立ち上げ時の職員数については、統合開始時の状況を勘案し、同規模の人的配置は必要と考えております。当面は柳井地域広域水道企業団職員に加え、各市、町からの派遣により事業を行います、将来的には計画的な企業団職員採用、プロパーを採用を実施していく予定といたしております。

また、田布施浄水場でございますが、本町の水源は田布施・平生水道企業団の水源と柳井地域広域水道企業団の水源があります。現在、柳井地域広域水道企業団の水源のみでは田布施、平生町全体の水道水を確保することができないことから、当該浄水所は必要不可欠な施設であるといえます。また複数の水源を持つことにより、災害リスクの分散にもつながり重要なことと認識しております。

しかし、田布施浄水場は老朽化が進んでおり、浄水場の更新となると莫大な費用がかかってまいります。このため施設の更新の時期には浄水場の在り方について検討していく必要がありますが、あくまでも長期的な視野に立って検討していく課題だと認識をいたしております。

未普及地域の解消につきましては、水道事業は独立採算性を原則とし、水道料金などの収入をもって施設の整備、維持管理の費用を賄うことから、未普及地域への多大な投資は現在の水道利用者の方々にも過度の御負担を頂くことになります。しかしながら水道未普及地域においても、安全で安心できる飲料水等の安定的な確保を図ることが必要であることから、施設整備の対策についても検討を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 再質問いたします。

柳井市役所に事務所を置くということについてですが、どうして今の広域水道の日積の事務所でなくてここに持ってこなければならぬのかというのが、私は疑問に思うんです。あそこに技術者を集中をする、事務系職員についてはあそこにも何人かいますから、そこにある程度応援的に行けば済むこと、また、あその年齢構成からいっても若い職員を雇っていけばそこで賄えるんじゃないかという気もしておるんですけど、いずれにせよ柳井市役所に置いた場合、ネット環境のセキュリティで多額のお金がかかるという話がこの会議の会議録の中でも出ております。わざわざそうしてまで柳井市役所の中に移さなければならぬのかと、今の事務所で私は十分できるんじゃないかという気持ちも持っております。

それで職員を全員集めることについてですが、33人で事務系が先ほど言いましたように15人、工務系が18人です。これら全員、広域水道企業団の事務系3人、工務系4人を除いてあとはみんな出向、いわゆる出向です。せっかく統合をするというなら、工務系はなかなか簡単じゃないですけど、事務系については今の広域水道の企業団の事務系にプラスすれば済むので、統合のメリットというのはそういう、いわゆる人が減せる、どれだけのメリットが出す、こういう話が出るのがいつも筋なんですけど、今回はそれが出ないで33人は必ず出向させる、それも40に増やすかもしれない、将来的にはプロパーをとという話になっていますので、そうじゃなくてももう事務系についてはプロパーで賄うだけの体制を組んで、一定の期間は出向で応援する体制にあったとしてもできるんじゃないですか。どうしてそうならないのか不思議でいけません。

事務系も工務系も、工務系はどうしてもそれぞれの市町におって、実情が詳しい人間がそこにおることが一番大切ですから、工務系はそこにおる。それと同時に広域水道企業団の事務所に新しい技術者を採用して、技術レベルを上げていくと、こういう方向に書いてあるならばですけど、

先ほどの答弁でもそうじゃないと。技術力が上がると言いますが、出向でやったって技術力は上がらないんですよ。そこで雇用した人間でないと。私は前にも申したように、光市の水道局との長い付き合いをしましたが、もうちゃんとした技術体制が確立をして、事務体制もしっかり。ああいった体制になっていくのが筋なわけで、出向で出入りするのに事務系のレベル、工務系のレベルが上がることは考えられないんです。レベルを上がるというのは言うだけで、実際上、上がらないですから、そこでもう事務系はできるだけ出向をやめると、現地で雇うという方針が正しいのではないかと思います。ここは分かりません。

それと、この全体を見てつくづく思うのは、とにかくダウンサイジング、規模縮小、そしてもういらなくなったところは返すんだというのが何度も強調してあります。それなのに、柳井市の北部だけ、これから給水区域にしていくんだという話が一番先に出てくるんですよ。これがどうしても私理解できないんですよ。現在のこの1市3町の水道の施設の数を見ると柳井市は圧倒的に少ないんです。やはり効率のいいところだけこうやる。あとほかの市町は小さいとこまで住民の要求に基づいて、いろんな知恵を使って施設を造っていますから、施設の数が多いんです。方針はこの施設の数を減して規模を縮小するというのが方針みたいなんですよ。それなのになぜ柳井市の一部地域だけ、これから給水区域を広げていくという方針になっておるのかと。これが分からないですね。

それと、先ほどの答弁で、田布施・平生広水道企業団浄水場の話、これは維持されるような話をされましたけど、最後には老朽化云々と話が出ました。水源の多重な確保は絶対に必要だと思います。先ほど申しましたように、日積までの導水管の事故というのはかなり高いリスクがあると思います。ですから、この文書の中の危機管理のところちゃんと水源の確保の表記を入れてやっていただきたいと思います。またこれから先いろいろな情報も入ってくると思いますが、とりあえずはちょっと質問をこれだけにしておきます。先ほどのことの答弁だけお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず人の配置ですけど、これにつきましては私もよくは聞いていませんが、多分作ったときに直ちに、例えばプロパー職員が入ってもすぐに仕事できないし、多分、市、町から来る人は一応行政もやってますからね、そこからやっていかないと、いきなりプロパーをもってじゃあやれって言われてもなかなかできない。だから、それを徐々に減らして、いずれはプロパー職員をとるという、なんて言うんですかね、いきなりそれを使うんじゃなくて徐々に変えていこうというのが、意思があるんじゃないかな、これは聞いていませんから、私はそう考えたということでございます。

それから、田布施の浄水場ですけど、基本的にはこのまま使っていくだろうと私も思ってます。ただ状況が変われば、さっき言ったように浄水場の修理とかするという事になったときの状況

で、どのぐらいの余力があったりするのかがまだ分かりませんから、それも何年後かも分かりません。だからそのときの状況に応じて、そのまま残したいという気持ちはあります、当然。それはもう私どもだけで決めるんじゃないなくて、1市4町の中で今後どうしていくかというのは、当面は使いたいと思っていますけど、その後のときにはですね、そのときの水の状況等も応じてですね、考えていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 広域水道の件につきましては、これからも先、またいろいろ報告があると思いますから、職員の配置の問題や水源の問題など、多く課題を抱えておりますが、これからもいろいろ質問なり、調査をしていきたいと思います。今日はこれでいいです。

.....

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 通告に従いまして、2問質問させていただきます。

1つ目、平生町地域公共交通計画について、お尋ねいたします。今年3月に示された平生町地域公共交通計画について。3点ですけれども、1つ目は令和9年度にこの計画の最初の中間目標地点、マイルストーンを置くなどしてスピード感を持ってこの計画に当たるべきと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

2つ目は、この計画内の一部事業についてはPFI法、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ法の活用が適すると考えますが、町長のお考えをお伺いします。

3つ目は、ひらお版でのライドシェア実現について検討勘案の余地はないかというところを伺いたいと思います。

では1点目、本計画のスピード感についてです。先ほど令和9年度に本計画の最初の中間目標地点、マイルストーンを置くべきとお伝えしましたが、令和9年度の平生町は公共交通の面から見て2つの大きな環境の変化した状態にあると捉えております。1つは町内の熊毛南高校の入学募集停止がなされ、町外への高校生の通学の割合がさらに大きくなっておると考えられます。さらには、より高い専門性や勉学の切磋琢磨を求めて、柳井広域以遠への通学をする方の割合も増える可能性は多分にありますし、先々にはライフプランとして御結婚されて、子供の高校通学も含めて生活を描く中で、平生町に住むことについてその場合の不便性から、平生町に住むことが選択肢から外れる要因になるとも考えられますし、既にそれは始まっているようにも伺えます。

また、現在お出かけ支援サービスを実施されておりますが、地域を支えようと高い志を持ってボランティアのドライバーとして御協力いただいている方々の高齢化やその車両管理、運行管理の脆弱性、民間事業者とのバランスとかかる予算など、様々な理由で利用が進みにくい、または

積極的に発信しにくい状況にも見えます。広く利用を積極的に促すことができる仕組みづくり、環境を整えることは急務であると考えます。

もう一つの環境の変化は、昭和22年生まれの方々が、いわゆる団塊の世代が80歳を迎える年度でもあります。健康で長寿の方が多い平生町の特徴から、80代の人口ボリュームはここからピークを迎え、ピークアウトのめどは当分経たないと考えます。そしてこの計画の調査結果にも示されておりますが、運転免許証返納の意向は75歳くらいまでに返納の予定との回答が4%、80歳くらいまでにと回答されている方が19%、85歳くらいまでにとの回答が14%で、80代のうちの早いうちに免許返納と考えられておられる方が多いとも読み取れます。返納するつもりだが時期は未定との回答が54%であることも含めると、ここでしっかりと運転免許証の返納の後押しにもなるべく、町民の足としての代替サービスの実施開始に向けてスピード感を持って当たることが必要だと考えますが、町長の所見をお尋ねいたします。

次に2点目、この計画内にある循環交通の導入による、平生町中心地の面的な交通のハブ化は、商業地、医療福祉サービスまでの動線確保の観点からも、これまでの中央通り、マロニエ通りを起点とした商業地としての発展を目指した、40年近くまでの町政施策を大きくカバーしてバージョンアップさせる、大変良い計画だと認めております。

この計画で公共交通には3つ大きく分けられていると考えています。中心地の循環交通、柳井駅、田布施駅、尾国の3方向への幹線交通、そして各地域と幹線交通、または循環交通につながる支線交通です。これらをもって町内交通網と捉えると、循環交通中心の町内交通網の実現を強く求めるところではありますが、ただ民間事業者への負担を大きく求めるものばかりであったり、大きな公的な資金で支え続けなければならないとなると、短期でこれらのサービス終了を余儀なくされることも考えられます。

全体的な特徴から、計画内の一部事業についてはPFI法、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ法の活用が適しているのではないかと考えております。PPP、プライベート・パブリック・パートナーシップの概念の中で、平生町地域公共交通協議会を進められているところと承知しておりますが、その範疇であるPFI法に基づいたPFI手法の取り入れの可能性は示していただいてもよろしいのではないかと存じます。

最後に3点目は、仮に名付けますが、ひらお版ライドシェアの検討についてです。今年から働き改革による、物流運送業界の2024年問題が各方面に顕著に影響を与えております。この計画にもその影響を踏まえて乗り合いタクシーの導入も検討されていますが、もう一つ踏み込んで運転士不足への対応で、少し計画内でも示されているとおり、いわゆるライドシェアを乗り合いタクシーと並行して積極的な検討と研究をして、これらの先手になるように進めてはどうかと考えます。

先般、兵庫県養父市の講演を受けたのですが、その中で高齢化率40.17%の養父市、二分化した交通課題についての取組、自家用有償観光旅客等運送事業の実施について知り得ました。公共交通が不便な地域において、地域市民や観光客の手段を充実させるために、自家用自動車の活用拡大を模索し、そこは国家戦略特区ではあるのですが、それを活用して平成30年5月に自家用有償運送、道路運送法の特例として、訪日外国人をはじめとする観光客のライドシェアを実現されております。

また、これらをこれからエリアを拡大し、交通、買物、医療の地域格差の緩和に取組を進めております。全国的にも同じ課題を抱えながらそれぞれに取組を示されておると思いますので、ぜひとも前向きな検討、研究をされて、協議会等で示されてもよろしいかと思いますが、いかがお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 長尾議員からの御質問いただきました、平生町地域公共交通計画につきましては、地域公共交通事業者や住民や道路管理者など、関係行政機関により構成された平生町地域公共交通協議会において協議をして、パブリックコメントを得た計画案をベースに作成したものであります。

本町の公共交通の現状といたしましては、人口減少などにより地域公共交通の利用者が減少傾向にある一方で、今後進展していく高齢化に伴い地域公共交通の果たす役割の重要性は高まっています。交通事業者においては運転士不足が深刻化し、サービスを縮小せざるを得ない状況が発生するなど、地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しくなっております。

そこで本計画は、本町の地域公共交通の方向性を示し、持続可能な地域公共交通網を形成し、維持するためのマスタープランとして作成したものでございます。計画期間は令和6年から令和10年の5年間としております。本計画においては、基本理念として魅力と活気あふれる生涯安心で快適な地域公共交通と定め、3つの基本方針のもとに公共交通網の将来像を示し、同方針将来像に基づく7つの目標を定めた上で、各目標を実現させる事業を記載しております。議員の御指摘のとおり、高校再編や団塊世代の運転免許返納など、地域公共交通の役割の重要性がより高まっている状況でございます。中でも高齢者の移動手段の確保につきましては、優先的に対応するものと認識しております。

現在、各地域において、地域団体によるお出かけ支援サービスが実施されておりますが、より継続性のある取組となるよう、本計画の事業の一つとして乗り合いタクシーについても導入の検討を始める方向で考えております。

今月25日には、平生町地域公共交通協議会が開催されることになっておりますので、本協議会において本計画の実施スケジュールや取組内容について協議された内容をもとに、スピード感

を持って取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、P F I 法の活用についての御質問でございます。P F I とは公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と経営能力、技術力を活用し、公共施設の設計、建設、改修、更新や維持管理運営を行う公共事業の手法であり、P F I 法とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の略称で、このP F I の手法による事業の枠組みを定めた法律であると承知しております。従来の公共工事では、公共施設の整備などに当たって自治体などが設計、建設及び運営等の具体的な手法を決定した上で、個別に民間事業者に発注していましたが、P F I ではこれらを一括して行う場合の具体的な手法の提案、資金調達及び実施を全て民間事業者に行わせることで、事業全体のコストの削減や質の高い公共サービスの提供の実現が期待されます。本計画における事業である循環交通の導入をはじめ、他の事業につきましてもP F I の手法の活用について研究をしてまいりたいというふうに思っております。

続きましてライドシェアについての御質問でございます。ライドシェアとは一般ドライバーが自家用車を使い、有償で乗客を運ぶサービスでございます。道路交通法では原則として禁止されていますが、例外措置としてライドシェアのタイプが2つございます。

1つは公共交通機関が少ない過疎地などに限り、自治体や民間、非営利団体が有償で乗客を運べる自家用有償旅客運送制度で、通称自治体ライドシェアと呼ばれるものであり、もう一つは都市部において、タクシーが不足する地域や時間帯にタクシー会社が運行主体となる自家用車活用事業で、通称日本型ライドシェアと呼ばれるものでございます。本町におけるライドシェアの導入においては、現状では両者を比較すると前者の自治体ライドシェアのほうがより本町の実態に即しているのではないかと判断しておりますが、今後、平生町地域公共交通協議会での議論を踏まえながら、導入地域での状況や国の認定の推移について情報収集を行うなど、ライドシェアに係る動向を注視し、研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございました。

スピード感とスピード感を持つための理由について共有させていただきましたし、またひらお版のライドシェアもですね、前向きに考えておられることで、確認できて大変よかったと思います。

2点目のところで、P F I 法の活用について他の事業でも前向きに研究等していただけるのかなという御答弁をいただいたと思います。1800年代ですか、二宮尊徳さんの言葉で、「全ての商売は売って喜び、買って喜ぶようにすべし、売って喜び買って喜ばざるは道にあらず、対借の道も貸して喜び、借りて喜ばざるは道にあらず」という言葉がありまして、まさにP F I の現

状を示している言葉かなと思います。これが日本で導入されて、約20年たつと思うんですが、その当時、小さな政府を目指したところでもあったかと思います。財政的にも厳しくもありますが、これはプロジェクトから生み出される収益を担保として、借りるべきものが借りて、サービスを受けるものが対価を支払う、そしてリスクを負うべきものがリスクを負う、そしてコスト削減、省力化、特に高いサービスの持続性を図っていただきたいと思っておりますので、どうぞ引き続き進めていただけたらと思います。

続いて、2つ目の質問をさせていただきます。

平生港の国際貿易港としての維持と田名埠頭の活用について質問させていただきます。2点ございます。平生港の国際貿易港としての開港維持の現況と田名埠頭にクルーズ船などの寄港誘致などの活用はないか質問をいたします。

1つ目、平生町の大きな特徴の一つに、田名に国際貿易港を有することがあります。私見としては、平生町での最大級のストロングポイント、強みであり、平生町の魅力発信と経済発展にとって大変重要であります。今年完成から20年を迎え、これまでも平生町に対して大きなストック効果をもたらしてきたインフラでもありますが、県道23号線を含めたさらに高度なインフラを連携させて整備すれば、平生町のみならず柳井広域や山口県東部の海の玄関口の一つとして、しっかりとした道線確保によって企業誘致、観光誘致とインフラストック効果をさらに広くもたらしことが期待できる、県にとっても大きな点になろうかと考えております。当然、その先には平生町の産業の活性化、関係人口の増加、職場の確保、財政健全化など多くのことに希望を未来につなぐことができると考えております。歴史史跡を顧みても、天候や海も穏やかなここ平生町は、海路の要所でありました。この平生港の最大限の活用は、歴史と自然の活用でもあります。

しかしながら昨年度、この開港維持が難しい状況にあると伺いました。そのような中、今年度の当初予算に挙げられた魅力と活気あふれるまちづくりとして、平生港利活用促進事業が計上されておりました。予算としてはよもやすると小さい可能性もございますが、大変大きな一歩であり、その目的は当然賛同するところでもあります。平生港の開港維持の現況と今年度の平生港利活用促進事業に期待するところをお尋ねします。

次に2点目、クルーズ船などを呼べないかを伺います。国際貿易港としての維持ができているうちに、以前は海王丸の寄港も図られたと思いますが、クルーズ船などの寄港を図って、観光客の誘致と港の利用促進につながるような発信ができないでしょうか。例えば三井商船クルーズ株式会社の日本丸は、総トン数22,472トン、全長166.6メートル、客員定数449名であり、近隣では柳井港に寄港実績はあるものの沖合停泊でした。下船希望者のみのテンダーボートの往復対応だけではなく、接岸できれば乗客の皆様は散歩だけでも平生町に触れていただきやすくなりますし、乗船客でない一般の方々は、直接船内見学なども期待できます。もちろんこうい

ったイベントですのでメディアに取り上げていただき、観光客の誘致に拍車をかければ、平生町の直接的な活性化にもなりますし、その発信内容から国際港である平生港の存在のPRにもなり、関係者内外でその活用を考えていただける機会の提供になると考えます。

以上2点、御答弁お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

平生港は、木材関連企業が本町に進出したことを機に、原木輸入の必要性などから、昭和44年に国際貿易港として開港いたしました。平成16年には木材半製品の輸入船舶大型化へのニーズに応えるため、1万2,000トン級に対応する水深10メートル、岸壁延長170メートルの平生港田名埠頭が整備されるなど、議員御指摘のとおり、これまで本町の産業発展に重要な役割を果たしていると感じているところです。

しかしながら、近年社会情勢の変化や港湾設備の関係で、外国貿易船入港隻数は減少の一途をたどっておりまして、昨年1年では6隻の入港、入出港でいえば12隻となり、ここ数年は同水準で推移してきているのが実情でございます。税関法施行令では、開港の基準を外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計が11隻を超えることが引き続き2年なかったとき、開港できなくなると定められており、現在の平生港の実情からすれば、本港の開港維持は非常に厳しい状況であると感じているところであります。

このような状況になった背景には、これまで平生港の利用は大半がほぼ1企業によるものという極めて特異な港だったことも影響しており、当該企業の営業形態の変化により入港隻数に大きく影響を受けるということは、ある意味必然とも言える状況でございます。私といたしましても、本町産業活性化の象徴でもある国際貿易港である平生港を今後も維持継続してまいりたいと考えておりまして、昨年来、港の利活用策についての知事への要望活動や既存の事業者への要請活動など、自ら先頭に立って行っておりまして、何とかこの局面を乗り切ってまいりたいと考えております。

また、議員の言われる平生港利用促進事業でございますが、平生港をより多くの事業者が活用し貿易を振興することを目的として、5月末に事業を創設し、現在既に運用を開始しております。これは平生港の利用する荷主に対し補助金を交付するというもので、現在町のホームページで制度を公開するほか、船舶代理店に対してもPRを行っております。この事業が現状打破の特効薬となるものではございませんが、本事業を通じ、様々な事業者が平生港を活用するきっかけとなることを期待しているものでございます。

続きまして、クルーズ客船についてでございます。クルーズの客船につきましては既に御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで受入れが制限されていましたが、昨年

春から徐々に回復し始め、今後につきましてはインバウンド施策として本格的な回復に向かうことが期待されています。一方で、これまで入港先は国内の有名港湾であったのに対し、コロナウイルスによる制限解除後は小規模な船の増加で地方港湾への入港も増えており、昨年は寄港先数が過去最多となるなど経済効果の裾野が広がっている状況でございます。

本町においては、これまでクルーズ客船の寄港誘致を図るため、県や関係市町、観光関係団体、港湾関係団体などで構成するクルーズ山口協議会に参画し、連携してクルーズ客船の寄港誘致に取り組んできたところです。コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年積極的な活動ができておりませんが、コロナ前には平生港においても寄港の問合せをいただいた経緯もございます。議員が言われるような大型のクルーズ船客の入港は、港湾設備上、また大型の観光地が背後地でないことから不可能でございますが、米紙において山口市が魅力ある観光地として取り上げられたことや小型のクルーズ客船が増えていることを考え合わせれば、それらの効果を享受するため、今後平生港におけるクルーズ客船の寄港に積極的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。ただ、クルーズ客船は貿易船ではないため、先に申し上げました関税法上の入出港船舶にはカウントされませんが、平生港をPRし地域活性化を図っていく一つのツールとして、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございました。

今、町長の御答弁の中で、この平生港、象徴という言葉を目にしたんですけれども、当面町内の産業を支えるインフラとしてはそうでしょう。私としましては、希望としては今後においてですね、これは象徴ではなくもっと大きな現実として、町長よくおっしゃって、広域で考えるとか面で考えていただいているところが多いかと思います。同じようにですね、この平生町の大きな特徴の一つである国際貿易港を何とか保持していただいて、先ほど質問の中にもありましたが消滅可能性都市とか地域とかありますけど、面で考えたときに平生町がどういった特徴を持った町であるか等発信できるものというのは大変大事だと思います。維持するだけでは難しいと思います。ですので、ぜひともですねこの平生港についての活用をダイナミックに考えていただいて、施策を進めていただけたらと思いますので、要望として最後にお伝えいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を3時5分、15時5分といたします。

午後2時54分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは通告に従って質問をいたします。

まず最初に、後期高齢者医療保険料について質問をいたします。後期高齢者医療制度は、県内の全市町が加入する山口県後期高齢者医療広域連合で運営されています。平生町では後期高齢者医療事業の特別会計があるものの、国保や介護保険と違い保険料を決める権限はなく、決算の結果の剰余金を積み立てることもありません。その結果、会計の状況がどうなっているのか身近でないため分かりにくい状況にあります。

そうした中で、4月1日に2024年、25年度の後期高齢者医療の保険料が公表されました。山口県では標準的な厚生年金受給者、年収195万円で、保険料は月額6,124円、年間に直すと7万3,448円になろうかと思いますが、全国で6番目に高い保険料になっています。山口県は1人当たりの医療費が101万3,000円で、全国では13番目です。比較的高いほうになります。しかし山口県より医療費の高い府県で山口県よりも保険料の低い府県は、高知県をはじめ7府県あります。

私が問題だと思っているのは、給付準備基金の残高の推移です。山口県では、2018年で約45億7,000万円の準備基金がありましたが、4年たった2022年には約94億円に倍増していることです。広域連合の議会の議事録も公開されていますが、このことについては特に問題になっていません。広域連合の会長は柳井市の井原市長ですが、町長も身近な知り合いに広域連合の議員がおられると思います。そうした方々を通じてもいいし、また直接意見を上げてもいいと思いますが、この基金を活用し保険料を引き下げようように意見をすべきと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直しがされ、2年間の被保険者数や医療給付費等を推計して算定されています。山口県後期高齢者医療広域連合が保有する後期高齢者医療給付費準備基金は、平成30年度末の残高で45億7,166万9,000円、令和4年度末残高では94億199万4,000円と倍増となっております。広域連合では、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者が受診を控えられたことが要因であると分析をしております。当基金は、医療給付に要する不足分を補填する財源や制度の実施において必要な経費の財源として運用される旨の規定があり、推計以上の医療費増加等に対する備えとしての性質を持つものであります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題等を踏まえ医療費が増える見込みであり、それを支え

る保険料に対応する被保険者の負担軽減対策として保険料の増額上昇を抑制する基金の活用は運用上認められておりますが、医療費の増額等を踏まえることなく保険料の引き下げを目的とした基金の運用は原則できません。本町といたしましても、保険料が高齢者の負担とならないよう、高齢者の保健事業、介護予防に引き続き取り組み、医療費の抑制につなげていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今の町長の答弁を聞く限り、こうした基金がずんずんずんずん積み増して、もう94億円にまで達して、これは山口県で後期高齢者から集める保険料の半年分にも相当する金額にまでなっています。それで、何とか医療費の急激な増加とかこれからを考えたときに、この基金を用いて保険料を引き下げることにはできないというふうな答弁でしたけど、平生町で以前、国民健康保険税を引き下げたときがありますが、そのときは国保の準備基金が随分増えていて、それを財源に保険税を引き下げたんですが、そのときに会計年度独立の原則ということもあってですね、その年に集めた保険料や保険税はその年に還元するというようなことが一応原則としてなっていると思います。それは単純にそうはならないにしても、それに近づけるような努力は必要ではないかと思います。このまま広域連合では今のような保険料を課していきながら、一体いくらまで準備基金を増やしていこうとしているのか、甚だ疑問に感じます。ここはひとつですね、こういう問題点が指摘をされたということぐらいは申し述べてもよろしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたとおり、これは県の条例で山口県広域高齢者医療広域連合基金の設置管理及び処分に関する条例というのが平成19年3月29日条例第29号、改正が平成20年2月13日条例第3号でここに規定されてるんですよ。ですからこれを変えてもらわない限り対応できないと、平生町では対応できないということでございますので、そういう要望があることは広域連合のほうにはお伝えすることは可能かと思っておりますので、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 条例があるのでその条例が変わらない限りできないけど、そういう意見があったということはお伝えするということですので、そういう方向で取り組んでいただけたらというふうに思います。

それでは2つ目に、上関の中間貯蔵所の建設について、2点お尋ねをいたします。午前中に原

議員のほうから質問がありましたので、その部分は避けて、重複することは基本的にはないんですが、質問をいたします。

4月24日に上関町の現地では、中国電力によって中間貯蔵所の建設に関わってボーリング調査が始まりました。私も現地の抗議行動に参加しました。そうした中で、新聞報道によると8日に柳井、田布施、平生、周防大島の1市3町の市長は今後の対応を協議した。協議の中で非常に拙速に調査が進み、民意が迫いつているのかとの意見が出たと報道がされていますが、この意見について町長の見解をお尋ねをいたします。

また、平生町では、原議員の質問のときにも町長も触れられましたが、多くの方々からいろんな意見が町長のところにも寄せられているような話をされておりました。私も多くの方々からできないように頑張してほしいとの要望も数多くいただいています。町民の作ってほしくないという意見を表明する場がないというのが今の現状ではないかと思います。そうした意見や要望を表明する場を町として設けるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

上関町における中間貯蔵施設の建設計画は、上関町だけでなく私たち周辺の自治体にとりましても大きく関係するものでありますので、町民の皆様も高い関心を寄せられていることだと思います。御質問にありました周辺自治体、1市3町の首長による協議につきましては、原議員の質問でも御答弁申し上げましたように、先月5月8日に柳井市役所で行っております。繰り返になりますが、この協議では前回の令和5年12月25日に行った協議以降の1市3町のそれぞれの状況などについての情報共有、意見交換を行っております。協議の中の意見として、中国電力株式会社が4月23日に現地においてボーリング調査に着手をされ、これについては当初から予定されていたスケジュールに基づいて進められていることではありますが、上関町の住民の皆様の理解が追いついていないのではないか、上関町側の思いだけでスケジュールが進んでいるような印象を受けるという御意見もございました。私自身は直接上関町の皆様の御意見を伺ったわけではございませんが、上関町が中間貯蔵施設立地可能性調査の受入れを決めた時点から、調査手続は粛々と進んでいく中で国や中国電力から上関町の皆様への説明の場が設けられていないことには、先の首長会議であったのと同様の印象を感じております。

今まで申し上げておりますが、町民の皆様の中には中間貯蔵施設建設に対する安全性への様々な不安や懸念があることから、中間貯蔵施設に関する情報を得る機会は確保されるべきであると考えております。そのため国や中国電力による説明と責任ある対応がなされるべきであると考えております。具体的にはまずは立地予定の上関町の町民の方を対象とした国や中国電力による説

明がなされ、その後に周辺1市3町の住民に対しても然るべき説明がなされ、その場では説明を受けるだけでなく質疑等を通じた双方向の議論が行われる機会を確保されるべきではないかと考えております。

いずれにいたしましても、中間貯蔵施設は核燃料サイクルに関わる問題であり、国や中国電力には丁寧な説明をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 私が町長に質問したのは、1市3町の首長が集まって情報交換をはじめ協議をしたと。そうした中で、周辺自治体についても大きく関係する問題であり、これを進めるについては国がやっぱり責任を持って説明をする必要があるのではないかと、それから周辺自治体の同意が必要との意見も自分は町長は述べられたと、そういう話を伺いました。

答弁を聞きながら思ったんですが、私が質問した非常に拙速に調査が進み民意が追いついているのかとの意見が出たと。これに対する答弁は、上関町では住民に対して説明がなくて、町長が議会の意見だけを聞いた上で判断をしたということに対してこういう意見が出たというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

それとすみません、最後のところで2つ目の質問で、平生町での町民のみんなから、この問題に関して意見を言う場を町として設けるべきではないかという質問をいたしました、それに対する答弁はなかったような気がするんですが、以上2点お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まずもって行政機関が意思決定するのはその行政機関のやり方でやられていると思いますので、私どもがとやかく申し上げることではないというふうに思っております。それはやっぱり決めるのは行政で決めたんでしょうけど、それを町民の人たちはちゃんと理解して説明してもらっているのかということに対してどうなのかという御意見が出たということでございます。

それから2点目、平生町で賛否じゃないですけどどうするのか、これもやっぱり1市3町で同じくしていかないと、1町だけがやってですね、ほかのところはやっていないということでは1市3町が乱れますので、これは1市3町で決めていくべきことだというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） ということで、町長の答弁を聞いて私の質問の非常に拙速に調査が進み民意が追いついているのかというふうな意見が、1市3町の首長の会議の中で出たと。よその町が決めることについてとやかく言うことはできないが、それにしても住民に対して説明な

しに町長が議会の意見を聞いて採決をしたわけでもないんですが、決めたということについてのそういう意見が出たんだというふうな受け止め、答弁だったというふうに思っています。

それで、確かにそのとおりですが、マスコミの世論調査——東京新聞かどこかではなかったかと思うんですが、上関町で世論調査をやられて、住民の6割が反対もしくはできてほしくない、というふうな意思表示をしたというような結果もありますし、民意が追いついていないというのはそのとおりではなかろうかというふうに思っています。

それから、私が2つ目に平生町でも町民が意見を言う場を設けたらどうかという質問に対しては、1市3町として足並みをそろえて取り組んでいるので、平生町だけが先行するわけにはいかないという話でありました。今のところ、原議員に対しての答弁や私に対しての答弁も踏まえて1市3町のところでの協議を進めながら、冷静な対応はされているというふうに理解をしておりますので、これからもそうした対応で進めていただけたらというふうには思います。

それでは、3点目の質問に入ります。災害対策について取り上げました。昨年の年末から、昨年というか—昨年の年末から去年の年始めにかけて日本共産党でアンケートを行いました、そのアンケートに次のような意見が書かれていましたので、まず紹介をしたいと思います。

今住んでいるところは災害が起きたとき逃げるところがありません。近くに役所が示している場所があるのですが、そこに行くまでが大変です。近所の人たちとも話をしているのですが、どこにも行くことができないで終わります。避難場所をつくってほしいです。

回答されたのは、地域を平生町の大字での回答もお願いしたのですが、そこは回答されておりましたが、70代の女性の方でした。町長にお尋ねしますが、平生町では避難所が22か所想定されていますが、予想される災害の規模において臨機応変に避難所の開設数を決定すべきだと思いますがいかがでしょうか。それでも今紹介した意見の述べられた方の要望には応じることができませんが、それでももっと身近なところに避難所が開設されて、避難できる人が増えるのではないかと思います。

そして2つ目に、高齢者や介護認定者、障害者など避難行動要支援者の名簿管理はできていますかという質問をしておりましたが、これについては先ほど平岡議員の質問に対して答弁をされておりました。ですからそこは省きたいと思います。

その3つ目に、その方々に対する対応はどうなっているのか、平岡議員の質問でも答弁らしきものはあったように思いますが、もう一度答弁をしていただければというふうに思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

避難所の開設につきましては、気象警報等発表の前であっても、台風の接近する可能性や各種気象警報発表の可能性があり、自主避難を希望する住民の方がいらっしゃる場合は、または自主

避難所の開設が妥当と判断した場合には、まず自主避難所を開設することとし、防災行政無線や防災メール等により早めの避難を呼びかけております。住民の方からの開設要望がない場合は、平生まち・むら地域交流センター及び佐賀地域交流センターの2か所を開設することとしております。自主避難の要望があった場合は、要望者の居住地区やまたは近傍地区に開設することとしており、加えて堅ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、田名分館、尾国分館の各地域交流センター及び体育館、武道館、平生小学校、佐賀小学校、平生中学校の体育館の中から指定し、開設することとなっております。

大規模な災害が発生した場合は、復旧・復興の段階に至るまで様々な分野、職種で人的支援が必要となり、町職員の限られたマンパワーで全ての被災者を迅速に支援することは非常に難しい状況であると考えられます。避難所の設営運営につきましては3月議会で答弁いたしましたとおり、地域の連携・協働により地域住民が地域主導で自主的な避難所運営に携わることで、町職員の早期に復旧・復興業務に移行できるものと考えております。現在多くの自治会において自主防災組織を編成していただいておりますが、より機能的に運用してもらえよう県に登録されております防災に関するスキルとノウハウを備えた自主防災アドバイザーを活用して、地域に特化した避難所運営手引きの作成を行っていただきたいと考えております。町といたしましては将来的に、避難所運営は避難された地域住民が主体となってその運営を行っていただきたいと考えており、自主防災組織の皆様が何をしなければならぬかを御理解いただくよう努めてまいりたいと考えております。

それから要望された、行くところはないというような要望があったというふうにおっしゃいましたけど、それにつきましては私は把握しておりませんので、防災部局のほうにどういう状況なのかも踏まえながら、対応等を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 答弁をお願いします。

○町長（浅本 邦裕君） 避難行動要支援者に対する対応といたしましては、地域支援者へ提供の同意が得られた方については、名簿を提供することで身近な地域で要支援者が避難するための体制づくりを考えるきっかけづくりとしていただくとともに、普段から顔の見える関係性を築いていただき、自助、共助による地域防災力の向上を図るため広域周知活動を行ってまいりたいと考えております。

令和3年5月に改正災害対策基本法が施行され、災害時に迅速に避難できるよう個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされました。個別避難計画は災害発生時において避難支援を的確に行うため、一人一人の要支援者の避難する場所や避難方法、移動手段、避難を支援する人、避難時に必要な配慮などを記載した計画を作成するものですが、現在町内で策定されている方は2名

となっており、なかなか策定が進んでおりません。策定が進まない原因の一つとしては避難を支援する人の確保が難しいことが挙げられます。今後地域の自主防災組織等へ避難行動要支援者名簿の提供の依頼と合わせて個別避難計画の策定についても周知を図り、協力を要請してまいりたいと考えております。

また、民生委員、児童委員等の地域支援者に加えて、日頃から要支援者の状況を把握している介護専門員や相談支援専門員等と連携して、個別避難計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 通告にはなかったんですけど、私がある70代の女性の方のアンケートに寄せられた声を紹介して、それに対して町長は自分はまだ掌握していないんではないかと聞かれましたけど、私もどこそこのアンケートでは佐賀だとか曾根とか大野とか平生まち・むらとかっていう地域を回答してもらって、何十代の男性か女性かというのを回答してもらうようにしてたんですけど、その地域の回答がなかったもんで私もどこの地域か分からないんですけど、ですから町長がああやって言われましたけど特定はできておりません。でも恐らく平野部の人でないことは確かだろうと思いますが。

でも避難所を開設する手順とかは答弁がありましたけど、早い段階で避難所が指定されるならば、こういう人も十分に安全なうちに避難所に行くということも可能になるかと思っておりますので、先ほどそうした答弁でもちゃんとした手順が言われておりましたので、そうした手順に従ってやっていただけたらというふうに思っています。

それから、避難行動の要支援者のことについても取り上げて答弁を求めましたが、平岡議員のときも答弁されておりましたが、今も同じような答弁だったと思いますが、そうした方向でなかなか行政にとっても困難な仕事だと思いますけど、取り組んでいただけたらというふうに思っています。

それから最後に、4番目に地域公共交通計画と交通弱者の方々の対策についてお尋ねをいたします。

昨年の3月の議会で、その年の初めに実施したアンケートで私どものところに意見が寄せられたので紹介をいたしますが、「人口減少が続く中、田舎では高齢者はいつまでも車に乗れるか分からず、町や病院に行く交通手段がバス、タクシーしかなく、足の確保を充実されたい。観光事業はどう考えてもお金の無駄遣いじゃないかと思うのですが、これからお金をつぎ込んでも元が取れるかどうか分からないので、それより若者が住める町、年寄りが住めるまちづくりを目指したほうがいいのではないのでしょうか。」という意見が寄せられました。

こうした声に基づいて、昨年の3月の議会では福祉タクシーについての充実を質問をいたしま

した。そして予約式タクシーの導入も提言をいたしました。今年4月には地域公共交通計画が策定されたところですが、この計画でも移動にかかる運賃の地域間格差が問題になっており、運賃体系の検討を行うことになっています。福祉タクシーについて、佐賀地域とそのほかの地域では差がありすぎるのではないかというふうに指摘をしましたが、その後その対応はどうなっているのでしょうか。

それから2つ目に、お出かけ支援サービスから乗り合いタクシーへの移行が計画では表明されていますが、準備の状況はどのようになっているのか、以上2点、お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 本町の公共交通の現状といたしましては、人口減少などにより地域公共交通の利用者が減少傾向にある一方で、今後進行していく高齢化に伴い地方公共交通の果たす役割の重要性は高まっています。交通事業者においては運転士不足が深刻化し、サービスの低下が見られており、地域公共交通の取り巻く環境は年々厳しくなっております。また団塊世代の運転免許返納など地域公共交通への役割の重要性がより高まっている状況でございます。

中でも交通弱者である高齢者の移動手段の確保につきましては優先的に対応するものと認識しており、昨年度提案いたしました地域公共交通計画に位置づける事業の一つとして、目標1、生活に必要な移動手段の確保の中に、町内移動に係る運賃の地域差の是正のための事業の検討を進めることとしております。そこで本町で実施している福祉タクシー利用助成事業については、初乗り運賃の助成となることから、自宅から病院や商業施設までの距離によって利用者の自己負担額に差が生じており、議員からは令和5年3月議会でも御指摘を頂いておりました。

そのため、昨年度に福祉タクシー利用者の実態を把握するためアンケート調査を行いました。町内全体でのタクシーの利用頻度は月に数回が46.7%、次いで週1、2回が23.9%となっており、利用目的は通院が56.8%、次いで買物が30.2%となっています。次に、地区別のタクシー利用1回当たりの自己負担額は、1,000円未満が平生地区65.2%、曾根地区59.5%に対し、佐賀地区では47.7%が1,500円以上となっており、自己負担率に大きな差が生じ、負担感も大きいという結果となりました。本制度に対しましては、福祉タクシー利用者や地域の皆様から御意見や要望を頂いておりますので、近隣市町等の先進事例や地域公共交通計画の取組状況を踏まえ、制度の見直しを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、地域公共交通計画における乗り合いタクシーへの移行についての御質問でございます。先ほどの長尾議員の回答の際にもお話ししましたが、同計画におきまして乗り合いタクシーの導入を検討することとしております。現在自動車を運転できない高齢者等を対象として地区コミュニティ協議会などの地域団体によるお出かけ支援サービスが実施されている地域もござ

いますが、お出かけ支援サービスが実施されていない地域もあり、またボランティアによる運転者で運営しており、実施体制の持続性について懸念があるところでございます。

そこで今後の持続可能な体制として交通事業者と連携し、乗り合いタクシーの導入について検討してまいります。今月25日には平生町地域公共交通協議会が開催されることになっておりますので、本協議会において協議された内容をもとに取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 福祉タクシーについては町長も見直しをするという話でございましたので、ぜひそういう方向で取り組んでいただけたらというふうに思います。

それからお出かけ支援サービスについても、交通計画の中でも運転者不足のことがやはり取り上げられておりましたが、それは何もお出かけ支援サービスだけではなくて、それは公共のバスについても似たようなところがあると思いますが、そうしたことも踏まえながら、ぜひ人の命を預かる大事なことで、やはりいつまでもボランティアみたいな感じではなくて、ちゃんとしたものに移行させていくのが正解だと思いますので、そういう方向で計画が早く進むように取り組んでいただくことを提言いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中村 武央君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第29号「令和6年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正す

る条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号「山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第1号「令和5年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について」及び報告第2号「令和5年度平生町下水道事業会計予算繰越額の報告について」、一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更について、お諮りをいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月18日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第15、委員会付託を追加いたします。

日程第15. 委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第15、お諮りいたします。議案第29号「令和6年度平生町一般会計補正予算」から議案第33号「山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第33号は、お手元に配付の付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月25日午前9時から行います。

午後3時53分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 中 川 裕 之

令和6年 第3回(定例)平生町議会会議録(第3日)

令和6年6月25日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月25日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第29号 令和6年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第30号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第31号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第32号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第33号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

追加日程第1 議案第34号 工事請負契約の締結について

令和5年度 平生町役場新庁舎整備事業に伴う屋外整備工事

日程第7 議員派遣について

日程第8 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第29号 令和6年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第30号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第31号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第32号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第33号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

追加日程第1 議案第34号 工事請負契約の締結について

令和5年度 平生町役場新庁舎整備事業に伴う屋外整備工事

日程第7 議員派遣について

日程第8 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（１２名）

１番 原 真紀さん	２番 長尾 忠明君
３番 中村 一幸君	５番 中本 敦子さん
６番 赤松 義生君	７番 中川 裕之君
８番 河藤 泰明君	９番 岩本ひろ子さん
１０番 河内山宏充君	１１番 平岡 正一君
１２番 細田留美子さん	１３番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 藤田 智典君
書記 宮地 恵三君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	浅本 邦裕君	副町長 ……………	友田 隆君
教育長 ……………	清時 崇文君	会計管理者 ……………	金岡 泰史君
総務課長 ……………	中尾 和正君	地域振興課長 ……………	星出 一明君
デジタル推進課長 ……………	横田 佳幸君	町民福祉課長 ……………	淵上万理子さん
税務課長 ……………	池田 真治君	健康保険課長 ……………	久保 秀幸君
産業課長……………	吉岡 文博君	建設課長 ……………	河村 武君
環境政策室長 ……………	山本 和也君	学校教育課長 ……………	吉本 敏行君
社会教育課長 ……………	三村 直子さん	総務課財務班長 ……………	山本 順一君

午前９時００分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において、河藤泰明議員、岩本ひろ子議員を指名いたします。

日程第 2. 議案第 29 号

日程第 3. 議案第 30 号

日程第 4. 議案第 31 号

日程第 5. 議案第 32 号

日程第 6. 議案第 33 号

○議長（中村 武央君） 日程第 2、議案第 29 号「令和 6 年度平生町一般会計補正予算」から、日程第 6、議案第 33 号「山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までの件を一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山 宏充君） 総務厚生常任委員会は 6 月 20 日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。

採決の結果、お手元の資料にありますように、予算 2 件、条例 1 件、事件 1 件についての議案は、全て全会一致または賛成多数で「可決すべき」となりました。
主だった質疑を申し上げます。

議案第 29 号については、定額減税は複雑であり相当な負担になっていると思うがどうかとの質疑がなされ、税務課への負担、総務課の給与担当への負担もあるが、一番負担になるのが、これから始まる給付金事務は大変複雑な制度であることから、町民福祉課であると思っている旨の回答がありました。

議案第 30 号については、国保加入者の方で実際にマイナンバーカードに保険証を紐づけしている方の割合についての質疑がなされ、今年の 4 月末であるが国保加入者約 2,200 人に対し、紐づけをしている人は約 1,600 人で割合としては 73%である旨の回答がありました。

議案第 33 号については、12 月 2 日以降マイナンバーカードを保有していない人には、国保と同様に資格確認書を発行することで間違いはないかとの質疑がなされ、国保と同様である旨の回答がありました。

議案第 32 号については、質疑はありませんでした。

討論では、議案第 30 号について、現行の保険証の発行を廃止し、マイナンバーカードの取

得を促進させることは反対である旨の反対討論がありました。

また、議案第33号について、議案第30号と同様の理由で反対する旨の反対討論がありました。

その他の議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

以上で総務厚生常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（中村 武央君） 次に、河藤泰明産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（河藤 泰明君） 産業文教常任委員会は6月19日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。

採決の結果、お手元の資料にありますように、条例1件についての議案は全会一致で「可決すべき」となりました。

質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第29号から第33号に対する反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは議案ごとに反対の立場で討論をいたします。

議案第30号「令和6年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について。

歳入として社会保障・税番号制度システム整備費等補助金474万5,000円、歳出では委託料として国保制度改正対応システム改修として469万7,000円が予算化されています。

私は、住民サービスの向上につながるものもあれば、デジタル化そのものに反対するものではありませんが、岸田自公政権が行うデジタル化は自治体が持つ膨大な個人情報が大企業の儲けの材料に提供するもので承服できません。

デジタル化の突破口などと位置づけていたマイナンバーカードですが、医療費の誤請求にはじまり、証明書の誤発行や銀行口座の誤った紐づけが続発しました。にもかかわらず岸田政権は、昨年12月の閣議で健康保険証の新規発行を今年12月2日で停止し、廃止することを定めた政令を決定しました。

私の周りでも保険証がなくなるらしいとの不安からマイナンバーカードを取得する方や子供に迷惑がかからないようにと不本意ながら取得した方がおられました。

平生町では、国保加入者約2,200人中1,600人がマイナンバーカードを取得されてい

るとのことです。また全国的に問題になったような事例はないようですが、任意のはずのカードの取得を強制するかのような方法で普及させようとする予算であり、賛成できません。

議案第33号「山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更」について。

後期高齢者医療の保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証の役割を持たせるもので、議案第30号と同じ理由で反対します。

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第29号「令和6年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第29号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」を、採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第30号は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号「地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」を、採決いたします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第31号は委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例」を採決いたします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第32号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号「山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を採決いたします。

議案第33号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第33号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○議長（中村 武央君） ここで暫時休憩をいたします。

委員会室で全員協議会を行いますので、議員の皆さん方は御移動をお願いいたします。

本会議の再開は全員協議会終了後といたします。

それでは、御移動をお願いいたします。

午後9時12分休憩

.....

午後9時31分再開

○議長（中村 武央君） それでは、再開いたします。

ただいま町長から、議案第34号「令和5年度平生町役場新庁舎整備事業に伴う屋外整備工事の工事請負契約の締結について」が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることが決しました。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 議案第34号

○議長（中村 武央君） 追加日程第1、議案第34号「令和5年度平生町役場新庁舎整備事業に伴う屋外整備工事の工事請負契約の締結について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さんおはようございます。去る6月17日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

そしてただいまは、予算2件、条例2件、事件1件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、追加日程の御承認を賜りありがとうございます。

それでは、御提案をいたします、事件1件の議案につきまして、説明を申し上げます。

議案第34号「工事請負契約の締結について」であります。

本工事「令和5年度平生町役場新庁舎整備事業に伴う屋外整備工事」は、県道伊保庄平生線から本庁舎に向かう町道中央線及び庁舎前の駐車場の整備を行う工事で、昨年の12月に入札を行い、契約金額4,521万円で株式会社米谷技建と契約、施工しております。

工事を進めていく中で、町道中央線を拡幅するため取得した警察用地の土の中から古い構造物が見つかったためにそれらの撤去、処分を行う必要が生じたこと及び隣接地の調整により、影響がないよう官民境界へ新たに側溝の整備を行う必要が生じたこと、また、想定より本庁舎への利用度が多く、誘導員の配置を再検討し増員したことで事業量が増加しており、追加契約が必要な状況となっております。

つきましては、追加変更後の工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、

で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要と致すもので、御提案をいたしますものであります。

以上で議案第34号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号「令和5年度平生町役場新庁舎整備事業に伴う屋外整備工事の工事請負契約の締結について」を採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第7、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりといたしたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付
の文書のとおりとすることに決しました。

日程第8. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第8、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題と
いたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会
運営委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、
閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いた
しました。

これをもって、令和6年第3回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 河 藤 泰 明

署名議員 岩 本 ひろ子